

令和5年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和5年9月11日（月）午前9時開議

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子
睦沢町農業委員会 事務局 会長	大塚晃司	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記 会長	白井住三子	代表監査委員	岡田周美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 山 本 祥
書 記 岡 本 理 奈

議 事 日 程 (第 2 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1 号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 契約の締結について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 5 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 1 号から議案第 7 号まで一括議題、議案説明まで)
- 日程第 11 認定第 1 号 令和 4 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 令和 4 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 令和 4 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 令和 4 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 令和 4 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 令和 4 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)
- 日程第 12 報告第 1 号 令和 4 年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第 13 報告第 2 号 令和 4 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 14 報告第 3 号 令和 4 年度睦沢町一般会計継続費精算報告書について

- 日程第15 認定第 1号 令和4年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 令和4年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 令和4年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(総括質疑、常任委員会へ審査付託)

日程第16 審査方針の決定

- 日程第17 議案第 1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 2号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 5号 契約の締結について
- 日程第22 議案第 6号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第 7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(議案第1号から議案第7号まで、質疑・討論・採決)

日程第24 休会の件

◎開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎町長台風被害状況報告

○議長（田邊明佳君） まずは、このたびの台風13号により被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） おはようございます。

時間を少しいただきまして、今回の台風の被害報告をさせていただきたいと思えます。

初めに、議長もおっしゃったとおり、このたび台風13号の影響で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

そして、台風時において議員各位、また区長様、そして消防団、民生・児童委員、そして自主防災組織の方々等々、様々な方々にご尽力をいただき、状況把握の速やかな行動にお力添えをいただいたことに、この場をお借りしまして感謝申し上げるところでございます。

今回の台風13号接近に伴う降雨量は、9月8日の24時間総雨量で378ミリとなりました。ちなみに茂原市では高師で391ミリ、そして長生土木のところでは406ミリの状態でありました。そして、同日12時10分に気象庁が発表した千葉県記録的短時間大雨情報では、睦沢町付近では約100ミリとなったところがございます。

また、9月8日に設置しました町及び各地区の自主防災組織の避難所へ避難された住民の人数等は、町農村環境改善センター及び中央公民館に13世帯23名、うち9日にかけて宿泊されたのが4世帯6名でございました。

また、地区の自主防災組織において開設した避難所は4箇所、避難者は全部で9世帯14名で、うち宿泊者は3世帯5名でありました。

次に、9月10日時点での被害の状況であります。幸いに人的被害はございませんでした。また、家屋の被害では、一部破損が1件、床上浸水が3件、床下浸水が2件、非住宅の被害が1件、土砂災害が28件でした。これらの災害により、該当するものについて、災害救助法の適用を受けることになりました。

また、土木施設関係の被害状況においては、道路災害が49路線で64箇所、排水路の被災が3箇所となっております。そのうち、長楽寺地先の町道1548号線においては、仲町橋たもとの舗装が崩落し、通行に危険と判明したことから全面通行止めとしました。また、町道杉山・寺台線外4路線においては、隣接する法面の土砂が道路まで崩落して来たことにより通行が出来ない状況となっております。一日も早い復旧に向けての対応に努めているところでございます。

また、農業施設関係においては、ため池の被災が2箇所、農業用排水路の被災が2箇所、農地の被災が2箇所となっております。

その他の被災箇所としては、やすらぎの森キャンプ場裏山や妙楽寺の女坂において、法面崩落により施設の使用が困難な状況になっているところでございます。

今後は、被災箇所の状況を見極め、早期に予算措置を行い、復旧に向け関係機関と連携し、一日も早く町民の皆様が通常の生活に戻れるよう鋭意努力して参りますので、議員の皆様方におかれましてもご協力、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

まずもって、9月10日現在での状況の報告であります。

以上であります。議長ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に議会関係の報告をいたします。

初めに、睦沢町議会改革特別委員会の会議経過について、伊原邦雄委員長から報告があります。

伊原邦雄委員長。

○議会改革特別委員長（伊原邦雄君） おはようございます。

お手元に配付してありますが、調査報告書につきまして報告いたします。

睦沢町議会改革特別委員会会議経過並びに結果報告書。

令和5年9月11日。

睦沢町議会議長、田邊明佳様。

睦沢町議会改革特別委員会委員長、伊原邦雄。

令和2年6月23日に設置された睦沢町議会改革特別委員会において、下記のとおり会議を行ったので報告いたします。

記。

1、会議の経過。

令和5年第1回議会改革特別委員会、令和5年5月25日、場所、役場302、303会議室。議会会議規則の見直しについて。

続きまして、令和5年第2回議会改革特別委員会、令和5年6月9日、場所は同じく役場302、303会議室。議会会議規則の見直しについてであります。

令和5年第3回議会改革特別委員会、令和5年8月21日、場所は同じく役場302、303会議室。内容は議会会議規則の見直しについてであります。

令和5年第4回議会改革特別委員会、令和5年9月8日、場所は役場302、303会議室。内容は会議経過並びに結果報告書について。2として発議案についてであります。

会議の結果でございますが、会議において決定した事項、議会会議規則について、各条文を精査した結果、次のとおり改正する。1、第50条第1項中「起立」を「挙手」に改める。

「自己の議席番号を告げ」を削る。2、同条第2項中「起立」を「挙手」に、「先起立者」を「先挙手者」に改める。3、第105条の見出し中「（禁煙）」の次に「及び飲食」を加える。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、去る9月8日本会議終了後に議会運営委員会が開催されました。内容について、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

去る9月8日、本会議終了後に議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、睦沢町議会会議規則の一部改正に関わる発議案についてであります。

その結果、発議案1件を追加日程として、最終日28日の日程の最後に追加することと決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案1件については、議会運営委員会での決定のとおり、追加日程として、28日の日程の最後に加えることにしたいと思います。これにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案1件については追加日程として28日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(田邊明佳君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名いたします。3番、小川清隆議員、4番、酒井康雄議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長(田邊明佳君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での決定のとおり、8日から28日までの21日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は8日から28日までの21日間に決定いたしました。

◎一般質問

○議長(田邊明佳君) 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは通告順に従い、順番に発言を許します。

◇ 丸山克雄君

○議長(田邊明佳君) 最初に5番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

本年6月、国ではいわゆるLGBTの方々に対する理解増進法が施行されました。基本とする理念として、性的少数者への差別をなくし、基本的な人権や人としての尊厳を尊重し、性の多様性に寛容な社会を目指すものであります。

既に、このような理念に基づいて進められている事例もあります。東上総児童相談所の話ですが、現在、児童の社会的養護は家庭養育に重きが置かれ、児童の措置委託は主に里親が担っております。この里親の資格は一定の研修を受けることで取得出来、既に同性カップルの里親が登録されているとのこと。預けられる児童によっては、よりベターであると思われるケースもあるようです。

さて、最近の報道では、LGBTの方へのもう少しの理解と尊重があればと思う場面が散見されます。経済産業省職員のトイレ使用の制限をめぐる訴訟では、最高裁判所で違憲との判決が下りました。また、ある民間会社の男性社員の告白が上司によって暴露され、男性社員は精神疾患となり、労働基準監督署に労災を申請、労災保険が認定されるという国内で初めての事例がありました。民間の会社では労災が認定されるということは、その後の不利益も伴い、一般的には不名誉なことと認識されており、ハラスメントへの社員教育に力を入れるのは常識であります。

この性自認の暴露、いわゆるアウトティングによる一つの不幸な出来事がありました。2015年の春、一橋大学法科大学院の男子学生が校舎から転落死しました。原因は同僚らによる性自認の暴露であります。この事件を受けて、大学キャンパスのある国立市は、2018年4月、性自認を暴露することの禁止と性自認の告白の強制を禁止する条例を制定するに至りました。

ここで2点をお聞きします。

1、法の施行を受けて、本町ではどのような理解増進の施策を進めていく予定でありましょうか。

2、また、学校現場の現況と今後の取組について伺います。

次の項目に移ります。

総務省消防庁の発表によりますと、自動体外式除細動器、いわゆるAEDは、2004年以降、医療従事者以外の誰でも使えるようになり、使用した効果は大変大きく、全国で60万台を超える設置が進んでいるようであります。

AEDは、パッドを傷病者の必要な2箇所に張りつけ、除細動を行い、心肺を蘇生させるものでありますが、ケースによっては使用をためらう場面もあり、これの対策として、最近、AEDに三角巾を配備する自治体が増えてきております。ご承知のとおり、三角巾は広げれば大きくなり、傷病者のプライバシーの保護、配慮が出来、骨折や止血などでも使えます。また、傷病者の体がぬれていれば、三角巾で拭くことでAEDの使用が可能になります。本町でも是非AEDに三角巾を配備してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、LGBTについての法の施行を受けて、本町ではどのような理解増進の施策を進めていく予定かについてと、2のAEDプラス三角巾についてお答えをし、②の学校現場での状況と今後の取組については教育長からお答えをさせていただきます。

性的マイノリティーに対する理解を広めるための性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、通称LGBT理解増進法が2023年6月23日に公布され、同日施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する政策の推進に向けて、基本理念や国・地方公共団体の役割を定めております。

地方公共団体の役割としましては、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策を策定及び実施するよう努めるものであります。本町におきましては、睦沢町男女共同参画計画において、基本目標Ⅲとして「健康で安全安心な社会づくり」を掲げ、その取組内容に、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援があります。

今後、LGBT理解増進法に基づき国が策定した基本計画が公表されましたら、具体的な取組について見直しや検討を行い、関係機関と連携を図りながら、多様な性の在り方について理解を広め、偏見や差別を受けることなく、全ての人が自分らしく安心して生活することが出来る地域社会を目指して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、2のAEDプラス三角巾についてお答えをいたします。

議員おっしゃるようにAEDに三角巾を備え付けることは、傷病者に使用をためらうケース、また、プライバシー保護の観点から有用であると考えられ、既に取組をしている自治体等も見られます。

AEDによる救命処置は、電気ショックまでの時間が1分遅れると社会復帰の可能性は7%から10%も低下すると言われております。早期除細動こそが心停止の予後改善に最良の方法であることから、現在、広域消防本部で行われている救命講習会などでは、電気ショックをいち早く行うために速やかに着衣（下着）をずらして、適正な場所に除細動パッドを貼ることを優先した手技を勧めているところであります。

パッドを貼る上で、その上からタオルや衣類などをかけて肌を隠すような配慮が望ましいわけですが、倒れた状況によっては、その場所に何も肌を覆うものがない場合も想定をされるところでございます。

現在、役場などの公共施設に備付けのAEDには、三角巾ではございませんが、AEDの附属品としてタオルと一緒に備え付けておりますので、三角巾と同等の活用が可能であると考えているところでございます。

なお、いざというときに躊躇なくAEDを操作出来ることが何よりも重要でありますので、町としましては講習会を定期的で開催し、職員の積極的な参加を促しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

1、LGBTについて、学校現場での現状と今後の取組についてをお答えさせていただきます。

まず前提として、現在、保護者や本人から学校や教育委員会に対し、このことに関する相談等を受けている児童・生徒は本町にはおりません。そのようなことから、学校として配慮している事例についてお答えさせていただきます。

まず、服装ですが、小学校では自由となっておりますが、中学校では制服が男女別にあります。学校生活の大半を過ごすジャージや体操服については、男女共通のものになります。呼称については、基本、小学校、中学校とも敬意や親愛の意を表す丁寧な呼び方として、「さん」づけで呼んでおります。小学校の授業では保健や道徳の中で軽く触れる程度ですが、中学校になると保健や道徳の中で学ぶとともに、昨年度は読書教育の一環として、LGBTに関する特設コーナーを中学校図書室に設けました。水泳の授業などでの水着は、児童・生徒とも自主性に任せ、ラッシュガードと呼ばれるスポーツウェアの着用も可能としております。日焼け防止やけがの防止、体形のカバーにもなっております。

また、施設関係では、小学校には既に多目的トイレが設置され、誰もが自由に利用することが出来るようになっておりますが、中学校には設置されておられません。

いずれにしても、多感な年頃でもあり、差別や偏見につながらないように小学校、中学校とも意識の醸成に重きを置いて授業展開を行っていただけるようお願いをしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 取りあえず、LGBTの件については男女共同参画を基本に進めていくということではありますが、現実にも今、こういったLGBTの方で困っているケースが結構あるんですね。例えば先日の災害なんかの場合ですね、罹災証明書、これなんかは、進んでいる木更津なんかは、罹災証明書も出すみたいなんですよ、同性カップルに。あるいは公営住宅に入居する場合の保証も適宜出来ると。そういった、実際に現在困っている事柄について対応している自治体が増えておりますので、本町でもそういった具体部分について真剣に取り組んでもらえばと思います。

ということで4点ほどお聞きしますけれども、今の県も含めた行政サービス、どのようなものを想定されて検討していこうとするかですね。

二つ目は相談窓口が、相談に来られた場合、どこで対応するのか。

それから、ほかの自治体との連携、特に先進自治体との連携などはどうするのかですね。

そして、今議題に上がりましたが、オールジェンダー仕様のトイレ、最近増えてきていますね。先日、成田空港なんかは、非常に、絵文字というんですか、それでもって使用してまして、ほとんど子どもから幼児まで、障害者もみんな使えるような、そんなオールマイティなトイレが出来ていますね。多分これからそういうことも出て来ると思う。つまり多目的トイレはありますが、それをうまく進化させたような形だと思うんですけれども、そういったトイレの問題もこれから出て来ると思います。

この4点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、どのような行政サービスを検討するかということでございますが、法の理念に示されているように、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならないという認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

を目指して、まずは来庁者や住民と対応する職員が、多様な性の在り方について正しい知識を持ち、性的少数者の方が抱えている困難に耳を傾けて、理解するとともに、適切な行動につなげることが出来るよう、まずは知識の習得の機会を検討して参りたいと考えます。

また、理解に向けた啓発パンフレットの設置を通して周知をしていければと思っているところでございます。例えば本人の確認の際に提示された保険証や住民票等の性別と、本人の外見などの性別が一致しない場合であっても、必要以上に見比べたりとか、大声を出して、大きな声で確認をしたりとか、そういうことはしないということであります。また、呼び方も番号であったりとか、名字であったりとか、そこら辺もしていけたらと。また、パンフレットについては、県が発行している「みんなに知ってもらいたい性の多様性」というものもありますので、そこら辺でしっかり広げていけたらと思っているところでございます。

また、相談窓口の件でございますが、役場の担当課は総務課になりますが、現在のところ直接的な相談窓口として、専門的な知識を習得している職員がおりませんので、内容に応じて他の相談機関を紹介させていただきたいと思っております。

相談窓口の設置については、千葉県も窓口を設置していないというような形で、なかなか前に進めてない状況もありますので、そこら辺を、相談機関としてしっかりと職員が認識した上で、人権相談や法律相談、心の電話相談、レインボー千葉の会、よりそいホットライン等にしっかり相談させられる、連携出来る機関として、職員の中でも共通認識を持ちたいなと思っております。

続きまして、他の自治体との連携であります。先程の1回目の答弁でありますとおり、法の施行を受けて関連部署で研修会等が開催されたり、今後予定をされていっておりますので、そういった機会に他の自治体等との情報交換などを行って、知識や啓発の普及に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

それとトイレでございます。オールジェンダー仕様のトイレをどう考えるかということでございますが、オールジェンダー仕様のトイレとは、先程議員おっしゃったとおり、どのような性別の人でも利用出来るトイレということになります。現在、町の公共施設において障害者用トイレはありますが、性別に関係なく利用可能なトイレということになりますけれども、表示や数の点では課題があり、利用しやすい状況ではないことは確かでございます。

今後施設改修等の機会の際に、オールジェンダー仕様のトイレ等を視野に入れて検討したいと思っておりますので、今の既存の建物というより、これから様々な施設改修であったりとか、新規公共施設のときにはしっかりと検討をして考えて参りたいと思っておりますので、よろしくお

願いをいたします。

以上4点、2回目の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 確かに国の指針に基づいて進めたほうが一番安全だと思うんですが、何分これは誤解とか生まれるとちょっと問題がありますので、それで、最後のトイレ関係なんですけど、既存のトイレでもやり方によっては出来るところもあるんじゃないかなと思いますので、特に表示の仕方ですね、この辺をちょっと検討していただければと思います。そういうことですね。

それから、学校のほうは随分と細かく配慮されているなという印象を受けました。もし今後、学校を見せてもらえることがあれば、そういった箇所も拝見したいなと思います。ご答弁は結構です。

そういうことで、LGBTについてはこれで回答は結構です。

2番目のAED、今、タオルがあるから三角巾は要らないんじゃないかと、そんな話を聞きましたけれども、タオルってどの位の大きさなんですか。実際に三角巾は畳めば小さくなりますし、やっぱり使い勝手は三角巾が多いと思うんですよ、骨折とか、止血とかありますし。ですから、その辺をちょっとお聞きします。どの程度のタオルがあるんですか。現在町に何箇所かありますけれども、全てに入っているんですか。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、お答えさせていただきます。

タオルは、レンタルしているわけですが、AED自体を。その中に、レスキューセットというところの中にタオルがありまして、そのタオル大きさは19.5センチ掛ける30センチ程度でございます。決して大きいというふうには言えるものではないですが、必要最低限な、ちょっと覆う位の機能は大丈夫だと思います。それだけのための目的ではなく、それこそ、血液だとか汗だとかを拭き取るという、そういう用途も含めての設置でありますけれども、そういう大きさのものがありません。

それから、町内、町内といいますか、公共施設のところでは、町内のAEDは22箇所25台ございますが、うち公共施設は8箇所10台でございます。その8箇所10台につきましては全て同様のものが、タオル的なものは設置されております。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 今のサイズですね、タオル、19.5センチ掛ける30センチですか、大き

さ的にはこのA4サイズの倍よりも小さい位ですよ。この程度のタオルというのはこれ使い勝手はどうなんですか。実際にかぶせた場合、カバー出来ないんじゃないでしょうか。ですから、小さいと思います。本当に体を拭く程度しか使えないですよ、このタオルじゃ。

やっぱりもっと活用出来るものが、この際やったほうが、私はいいと思います。三角巾だってそんなに高いものじゃないですしね。町がやっぱりやれば、ほかの民間の方もそれにつながると思いますし、タオルはちょっと小さいなど、これで果たして一回使えばもう使い捨てになって、2回目以降はどうするのかなという心配がありますね。その辺はどうでしょうね。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） おっしゃるように、決して大きいサイズではございませんが、必要最低限の処置は出来るのかなというところと、最初の答弁でもありましたけれども、広域消防本部の見解も、あくまでも操作をする、1分でも早く操作をするというところが大事だということで、タオルや三角巾じゃなくても、まずはタオルでさっと隠すことが出来たとしても、その後、周りの人の上着だとか、そういうものでも対応出来ないわけではありませんので、そういったところで、現状の中でも対応は可能かなというふうに考えております。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 実際に取り入れているところを見ますと、全然使い勝手が違うんですよ、三角巾というのは。ですから、単にちょこっとある程度のタオルじゃ駄目ですよ。是非とも、これはもう使う人の立場を考えて備えたほうがいいと思います。これから冬で寒くなってきますと、結構心臓の麻ひとか、マラソンなんか行ってとか、そういったことも危惧されますから、やはり真剣に、要するに配備するよりも使いやすいAEDということが大事ですので、是非とも検討して欲しいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

田中町長。

○町長（田中憲一君） ご意見ありがとうございます。

あくまで、今、AEDのほうはレンタルで借りているところの中のレスキューセットの中にタオルが入っているということで、AEDのレンタル元にも相談をした中で、使い勝手のいいものに変えていく、またそこら辺は検討させていただきたいと思いますが、あくまで今レンタルセットの中に入っているもので、広域消防本部との話の中で対応出来ているのでは

ないかということももらっていただきましたので、ご意見を伺った中で検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） これで5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に4番、酒井康雄議員の一般質問を行います。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

今回取り上げます一般質問は、認知症についてです。

いきなりですが、認知を発症した方の買物について考えてみます。認知症で、苦手なことがあっても、買物をする楽しみを持ち続け、スマートフォンのアプリの活用や、周囲の適切なサポート、小売店の対応を見直すことなどによって、少しずつそんな思いが実現します。

ある男性がスーパーに到着すると、スマホの画面に猫のキャラクターとメッセージが表示されました。男性は出かける前に登録しておいた買物のメモを確認しながら、レトルトご飯やインスタントのみそ汁、ゼリー飲料を籠に入れていました。メモがないと欲しいものが分からなくなったり、家にたくさんあるものを買ってしまったたりすることがあります。無駄な買物を防げて助かります。

男性はレビー小体型認知症と診断されました。いつものようにセルフレジに現金を入れ、自分のペースで会計を済ませると、出来ることは自分ですることで緊張感を持って生活出来ると笑顔を見せていました。男性は2年前にサービスが始まりました。買物支援アプリを利用しています。スマホの位置情報と連動し、目的地のスーパーに近づくと、買おうと思って事前に登録した商品のメモが自動で通知され、実際に買ったものの写真をスマホで撮影し記録しておくことで、何を買ったのかを後で確認出来る機能もあるということです。現在は無料で利用可能だそうです。

認知症の方に周囲がお財布を持たせないようにしたり、買物に行くのを制限したりするケースがあります。でも、好きなものを買う楽しみや、買物という、その人の役割を奪ってしまうことは問題だと感じます。同じものを買ってきってしまうことや、たくさん買い過ぎることで家族も困っているのですが、それでも家族の支援者が何でも代わりにやるのではなく、出来ることは自分でやってもらうことが大切だと思います。

出来ることをなくしていけば、認知症の症状は進みやすい。反対にやりがいや生きる目的

がある人は進行が緩やかになるといいます。人は不安が大きくなると、ふだんは出来ることが出来なくなる場合があります。多少の失敗を許され、安心して買物出来る環境を整えることが必要であると思います。

次に、認知症の歴史を振り返りますと、日本は1970年に65歳以上の人口比率が7%を超え、高齢化社会に突入しました。1972年に出版された「恍惚の人」は爆発的な売行きを見せ、映画化されました。認知症になった姑の介護に追われる主婦の姿を描いたものであります。福祉施策の貧しさを伝えるものであります。

当時の認知症の人は悲惨でした。家族の中でも放置されたり、別な部屋に隔離されたりしました。2000年に介護保険制度が始まり、高齢者の介護は家族だけの問題ではなく、社会全体の問題とはっきり位置付けられ、同時に成年後見人制度も始まりました。認知症の原因となる脳の組織の異常は、主に次のようなものが挙げられております。

1、アルツハイマー病は、アミロイドベータたんぱく質の異常な蓄積が特徴です。

2、レビー小体型認知症は、レビー小体と呼ばれるたんぱく質の異常な蓄積が脳内で起こります。

3、脳血管性認知症は、脳内の血管に問題が起き、脳の血流が阻害されることで脳の一部が酸素や栄養不足に陥ります。これによって認知症の症状が現れます。

ただし、正確な原因やメカニズムはまだ完全に解明されていない部分もあります。研究は、現在も進行中であり、認知症の予防の治療に向けて様々な努力が行われています。つい最近、アルツハイマー新薬レカネマブがアメリカで正式に承認されました。認知症の予防対策として、薬に頼らず、人とのコミュニケーションは非常に重要だと言われています。その際、話しかける際は、遠過ぎず、近過ぎず、ちょうどいい目の高さで話しかけていますか。私は心がけるようにしております。

そこでお尋ねします。1、睦沢町の認知症の原因となる病症の割合は。具体的にアルツハイマー病、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症の割合はいかがでしょうか。

2、認知症の早期発見、つまりMC I 軽度認知障害、認知症の前段階をつかむために、スクリーニング検査の取組が有効であると思います。この簡易な検査票を集団健診のメニューに取り入れられないでしょうか。例えば面接方法で、世間一般の話をする中でのスクリーニング調査でもよいのではないのでしょうか。

3、現在は家族から申請があつて、介護認定の審査における情報収集を、誰がどのように

行っていますか。また、審査方法はいつどこでどのような形で、どのように行っているか、お聞きします。

4、認知症の予防対策として、先程の例のように出来ることは自分ですること、緊張感を持って生活出来るようにする。高齢者が増え、家族や地域の絆が薄れると言われる中で、地域ケアがあるかどうかで安心感が大きく変わります。さらに、人とのコミュニケーションは非常に重要であります。町はどのような支援を行ってきておりますか。

⑤最後に、認知症サポーターについて、県では養成を行っております。今後はサポーターの在り方について検討し、主体的に地域で活躍出来るような仕組みを構築していく必要があるのではないのでしょうか。

以上をもちまして、私からの1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

1、認知症について、①でございますが、睦沢町の認知症の原因となる病症の割合はについてでございますが、認知症の種類については、先程議員ご説明いただいたとおり、代表的なもので、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。介護給付を受ける際には、介護度を決定するため医師の意見書と調査員による調査が必要ですが、その中には特に認知症の種類についての記載はありませんので、割合について把握をしておりません。

次に、②認知症の早期発見の取組としてスクリーニング検査が有効である。この簡易な検査票を集団健診のメニューに取り入れられないかについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、スクリーニング検査については、認知症の診断において非常に有効であります。集団健診ではスクリーニング検査を行っておりませんが、75歳以上の高齢者へは、後期高齢者の質問票という簡易なチェックを行います。結果については、要介護状態になるリスクの高い方に対して、介護予防教室やミニデイサービス等への参加を促すために利用しているところでございます。

次に、③介護認定の審査における情報収集と審査方法はどのように行っているかについてお答えをいたします。

介護認定については、主治医の意見書と介護認定調査員が実施する74項目の介護認定調査票により、長生郡市広域市町村圏組合に設置された介護認定審査会で要介護度が決定されます。介護認定調査員が行う調査については、訪問してご家族同席の下、心身の状況について

の聞き取りや実際に動作を行ってもらい実施をしているところでございます。基本調査項目の中には九つの認知機能に関する項目も含まれております。また、それ以外でも認知症高齢者の日常生活自立度を介護認定調査員が判定する項目も設けられており、主治医による意見書と介護認定調査員による二重のチェックをしているところでございます。

次に、④認知症の予防対策として、人とのコミュニケーションが非常に重要である。どのような支援を行っているかについてでございますが、町では認知症を含む介護予防として、介護リスクの高い方には、地域の若返り教室やミニデイサービスなどをお勧めしております。議員のおっしゃるとおり、社会的参加や余暇活動は認知症予防に有効であると言われておりますので、介護予防事業として行っているものに限らず、対象者に合った通いの場をご案内出来るよう、日々情報収集を行っているところでございます。

最後に⑤になりますが、認知症サポーターについて、県では養成を行っている。今後は、サポーターの在り方について検討し、主体的に地域で活躍出来るような仕組みを構築していく必要があるのではないかについてお答えをさせていただきます。

認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を応援する方であります。町では、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることの出来る地域づくりを推進することを目的に、より多くの認知症サポーターを養成すべく、毎年認知症サポーター養成講座を実施しているところでございます。

また、令和4年度からは、認知症の人やその家族を実際に支援する活動につなげることを目的に、ステップアップ講座を開催しております。令和4年度は22名の受講があり、そのうち11名の方が認知症の人や家族を支援するボランティアに参加することを承諾しております。令和5年度は9月15日に開催を予定しておりますが、7月に開催した認知症サポーター養成講座に多くの方が参加されておりましたので、それも期待しているところでございます。

より多くの認知症サポーターを養成し、また、その方々がステップアップ講座を受け、認知症でお困りの方を支援し、地域の中でそれぞれの役割を果たしていくことが、共生社会の実現につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

今町長のほうから5項目に関して詳しいご説明がありました。

1項目めの各病症についての統計調査が十分なされていないということですが、今後、そ

の点も含めて人数把握をするように、私からもお願いしたいと思います。全国の調査では、もうアルツハイマー病が3分の2という統計も出ておりますので、睦沢町のこの高齢化社会の中で、どのように全国平均と合致しているか、または特色があるか、そういった点も含めて今後の対策に生かしていただければと思います。これは質問ではございません。

それと、色々検査をなされる早期発見うんぬんの話もさせていただきました。私が思うに、やっぱり先程申し上げたMC Iの軽度認知症ですね、この発見が今後の介護保険制度を利用したの、軽度の逆だと高度になりますか、認知症になるところをせき止める一つ的手段ではないかなというように思います。

ただし、家族の同意とか、本人の申出とか、そういうところを待っていてはなかなか発見も出来ない。ふだん接している方で、ちょっとこの方はどうだろうかという疑問に思うことはあるかもしれませんが、積極的にその対応をしようと、対策をしようということとはなかなか進めにくいかと思います。

そんな中で、町としては地域包括支援センターがございます。ここでも相談業務も行うし、指導業務も行うし、色々なされていると思いますけれども、このシステムの一つとして早期発見のための対応策を今後考える。今まではリーフレットですとか、それから冊子も、私も見させていただきましたが、懇切丁寧な行き届いた手法、対応策、地域との連携、コミュニケーションが必要だと縷々説明されていますけれども、皆さんが意識しなければなかなかその冊子も隅から隅まで読むこともないと思います。

そんな中で、人間と人間、そういったところの講習会ですとか、説明会に足を運んでいただく機会を設けて、是非早期発見の対応を進めていただければというように思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） それでは、質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

議員さんのおっしゃるとおり、早期発見が非常に重要なところとなっております。地域包括支援センターでは、相談に来ればその対応をとということで今やっておるところでございますが、相談に来られる方というのは結構進んでしまった方、MC Iの状態というわけではなくて進んだ状態の方が多いたるところでございます。

そこで、町としましては、先程町長が申し上げましたとおり、認知症サポーター養成講座をやりながら住民の知識を深める。そこで発見を、まず見つけるというところと、今考えておるところでは、広報のほうにチェックリストというものを掲載させていただいて、ご自身

でやっていただいて心配な方、また家族でやっていただいて心配な方がおられる方については、包括のほうに相談に来ていただくというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございます。

今お話を伺った中で、やはり認知症サポーター、こちらのほうの活動が一つの鍵かなというように思います。地域にどんどん出ていくような形が当然必要かと思えます。私も70を超えましたのでそろそろ5%以内の中に入っているかもしれませんので、ちょっと答弁でつじつまが合わないところがあったら指摘いただいて結構ですので、よろしく願います。

最後に、もう1点お聞きしたいと思えます。認知症の患者の訪問介護は幾つか難しさがあると思えます。認知症になって困り事の一つとして、シビアな話ですけれども、遺産相続の課題があるかと思えます。そのようなとき、どのようなアドバイスが必要であろうかということ。

それから、最後に申し上げたいんですけれども、先程も申し上げましたが、認知症の人と接するとき是非心に留めておいていただきたいことがあります。それは相手の言うことをよく聞いて欲しい。こうしましょう、こうしたらいかがでしょうかと自分からどんどん話を進めてしまうと、認知症の人は戸惑い、混乱して、自分の思ったことが言えなくなってしまいます。きちんと待って、じっくり向き合ってくれればと安心してくれます。

先程、9項目のチェックリストの話がありましたが、長谷川式スケールの開発者、長谷川和夫先生のメッセージです。「やさしくおだやかに待つ そして聴くこと その人らしさを大切に」、この言葉を取り上げて認知症についての質問を終わります。

最後の1問だけ、遺産相続の件、よろしく願います。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず最初、訪問介護の難しさというところがあったかと思えますけれども、認知症の方の訪問介護の難しいところは、よく聞くところでもありますけれども、その方が、認知証の方が認知症であるという自覚がないというところで、非常にそこら辺に難しさがある。物忘れとか、その辺をしっかりと自覚して、認知症だという自覚があれば、その辺の対応が出来るところもあるかと思えますけれども、その辺の自覚のないところで難しいと聞いてございます。

それから、遺産相続の件でございますけれども、町では成年後見制度の利用を、必要があ

る方にはご説明してございます。3親等以内の方が申請されるのが基本でございますけれども、町ではそのような方がいない方の場合、町長からの申立てということで、成年後見制度をつけるように申請をすることも出来ますので、その辺をお勧めしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員、色々ご意見ありがとうございます。

睦沢町としましては、ほかの地域でやっていって良いことはどんどん取組をしていきたいと思っておりますので、色々情報のアンテナの高いところで、この地域ではこんな取組をしていると、睦沢町でもどうだということでご意見いただきましたら、町民のためになることはどんどん取り入れていきたいと思っておりますので、また色々ご指導、ご鞭撻いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで4番、酒井康夫議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 次に2番、島貫 孝議員の一般質問を行います。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

1、こども園の入園保留児童について。

昨年9月の決算審査特別委員会の指摘要望事項や、今年3月の厚生文教常任委員会からの調査結果報告を受け、人材確保に努めていると思うが、現在、こども園の職員不足により、ゼロ歳児の入園が困難な状況が続いている。スタッフ確保、入園保留児童ゼロに向けたさらなる対策はあるか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

1、こども園の入園保留児童について、①スタッフ確保、入園保留児童ゼロに向けたさらなる対策はあるかについてお答えさせていただきます。

まず、保育教諭確保の状況ですが、昨年度は正規職員の募集を3回行いましたが、応募者

が1名しかおらず、令和5年度の正規職員の採用は1名しか採用出来ませんでした。今年度に入り、こども園保護者の紹介による会計年度任用職員を4月と7月に1名ずつ採用させていただきました。この2名の方は、現在子育て中のため、勤務時間等の配慮が必要であり、配置が難しいことなどから、保留児童の解消にはつながっておりませんが、保育教諭の取り合いとなっている現状を考えれば、将来的に町にとって貴重な人材だと考えます。

また、先月まで令和6年度採用の正規職員の募集を行いました。応募がない状況でしたので、2次募集を検討しております。会計年度任用職員については、随時募集しておりますので、ご紹介いただける方がおりましたら、是非お願いいたします。

その他の対策として、本来睦沢こども園に入園していただきたいところではあります。勤務先や近隣など受入れ可能な施設があれば、町として経費はかかりますが、管外保育の検討もいただいております。

また、スタッフ確保や保留児童の解消と直接的には関係ありませんが、保育教諭の働き方改革の一環で、昨年度までは3日勤務の再任用職員1名で事務を行っていたところに、保育教諭の事務補助も行えるよう正規職員1名及び会計年度任用職員1名の合計2名を配置しました。こども園の特殊性などから、事務移管等に時間を要しておりますが、保育教諭の業務多忙化の改善につながればと考えます。

いずれにしても、教育委員会並びに町では、現状の対策として考え得るものは、実施しているつもりです。議員に、もし良いお考えがあれば、ご教示をいただけることをお願いし、ご答弁とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 新年度募集状況、昨年度の状況を理解いたしました。今年度は4月、7月と2名増えているということですが、3月末に正職の方が数名退職なさっていると思うので実際はプラマイゼロ、もしくはマイナスでしょうか。その辺が分かればお答えください。

もう1点、事務の方の正規採用があつて、職員の方が本来行っていた事務手続が事務方に移ったというのは評価出来る場所だと思います。今現在新しく追加された方がフルタイムでない子育て中の方ということで、即、子どもの受入れにつながっていないというのは理解しています。

現在、保育士の配置基準ではゼロ歳児の場合、おおむね3人につき保育士が1人、1、2歳児で6人につき保育士が1人など、数字が決まっていると思うんですが、この数字が必ずしも現実に即しているかということ、なかなか厳しいところもあると思うのですが、例えばこ

れから正職の方、フルタイムの方、会計年度でもそうですが、1名増えれば、例えばゼロ歳児3名の受入れが可能になるという認識なのでしょうか。それとも、もうちょっとまとまった人数が入らないと受入れが出来ないのでしょうか。その辺、現時点で分かっていることがあればお答えください。

何かいい案があればということですが、今回の決算書を見る限りでも、やはり人材不足があるので不用額、それなりのものが出ていると思います。主に人件費だと思いますが、今回の指摘要望、厚生文教などからの委員会でもあったと思いますが、保育士の労働環境を改善、待遇を改善という意味では、やはりそれなりの手当をつけるか、もしくはお金はかかりますが、人材派遣会社などを利用するというのが一つの手段ではないかなと思います。その辺をやらない理由があれば、教えてください。

2回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません、ご質問は3点あったかと思えます。

まず1点目の昨年度の退職職員なんですが、正規職員が2名、再任用職員が1名、会計年度任用職員が1名ということで、人数的には4名の退職がございました。しかしながら、再任用職員と会計年度任用職員については、時間が決まった形で働いていただいているので、必ずしも2名減という形にはなりません。

しかしながら、採用した会計年度任用職員は子育て、育児の関係から時間の制約があるので、逆にまだ辞めた職員には足りてないという状況は、教育委員会として把握しております。なので、教育長の答弁にもございましたとおり、今後も、継続して職員の募集は図っていきたいと思います。

2点目のゼロ歳児と1歳児の職員の配置基準のほうですが、これは法律に基づく配置基準になっておりまして、本来であれば、ゼロ歳児、1歳児には加配という形で、3人に1人の先生ではなくて、3人で2名の先生とかそういう形で見られるほうが、支援のほうから考えた場合は有用的なんですが、現在のこども園の状況からすると、その法律の基準を満たした中でやっと運営しているような状況なので、今後人が増えればその辺は考えさせていただきたいというふうに思います。

3点目の処遇改善のほうにつきましては、給与的処遇改善等につきましては、教育委員会単体でははっきりとしたお答えは出来ないんですが、先程教育長の答弁にも入れさせていただきましたが、業務的な軽減、例えば事務職員を1名だったところを2名に増やして、こど

も園職員がやっていた事務を軽減するとか、そういった処遇面の改善はちょっと考えていきたいと思いき、今後もさらなるアンケートとか何かを取った中で、こども園の先生方の意見を酌み取っていききたいと思いき。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 町も一貫となって給料などの改善に関しては検討していただければと思います。

もう1点、先日、こども園の1学期のアンケート、保育環境に関するアンケートの結果を拝見したんですが、その中でも今いる先生たちはものすごい頑張っていて、その先生たちに対してこれ以上何かというのは難しいとは思っているので、早急に人が増えることを願っております。

その中で、やはり保護者も職員、先生方の働き方については心配をしているところがあるのだと思います。そういう意見も見られますし、その中で、園児が生活している環境、例えばこのアンケートに載っていたことですが、少し職員不足と離れるかもしれないんですが、安心・安全な環境をつくるという中で、園児が使用する廊下についているフック、かばんや水筒とかをかけるようなフックがついているんですけども、ぶつかって危なくないように丸いボールみたいなものがついているんですけども、そこが外れて金具がむき出しになっていると。ちょうどこの辺の高さですか、子どもの顔の高さ、目の高さにあるところなので、直したほうがいいのではないかという要望が出ていたのですが、予算や在庫の関係で今年度は難しいという回答でした。

ほかにも例えば小学校なんかも体育館の窓の鍵が閉まらなかったりとか、安心とか防犯に対するとところというのは、まず第一に予算をつけてもいいところだと思います。何より、子どもが安心して暮らせる環境というのは、職員が安心して保育、教育を出来る環境にもつながると思いますので、この辺は来年度を待たずに修理、改善するという予定は、町長おありでしょうか。

なかなかここで、人員確保に関して質問したところで、いきなり増えるというのは難しいということは重々承知しています。ただ、やはり10名近くの入園保留が出ているという事態は、なかなか厳しい状況だとは思っていますので、これからも早期の改善を望んでおります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

そのアンケートの中にもあったような、例えばフックが目の高さになるので、木玉が外れているところがあるとか、軽微な部分で子どもの安心・安全が図れるところは、現状を確認した中で、取りかかれるものに関しては、危険がないように対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、教育長の答弁にもあったとおり、募集をかけてなかなか来ていただけない状況がずっと続いている中で、人からの紹介をいただけるところが、今採用につながっている一番強いところだと感じているところもありますので、是非とも我々も精いっぱい、色々なつながりを見た中で人員の確保に努めているところでございますけれども、議員各位におかれましても紹介していただける方がいたら紹介をしていただきたいと思いますので、共にこども園をしっかり守っていく形をつくりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 米 倉 英 希 君

○議長（田邊明佳君） 次に1番、米倉英希議員の一般質問を行います。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

私からは、町の公園についてと、一宮川流域の河川整備について質問させていただきます。まず、町の公園についてです。

上之郷にある総合運動公園ですが、今年の5月に、新型コロナウイルスが5類になったことで、多くの人を集めてのイベントの自粛等がなくなり、4年前までは、当たり前に行っていたイベントや事業が出来ることとなり、多くの方々が楽しみにしていたことが開催出来ることは、町当局を始め関係団体各位の並々ならぬお力添えのたまものと感謝しております。

私が所属している第5支団においては、6月に行われた消防操法大会においてマスクの着用が自由となり、さらには多くの家族やOBが応援に来たり、町外の支団からも消防団員が見に来るなど、とても緊張感のある大会となりました。また、8月に行われた商工会青年部主催の盆踊り大会も、4年ぶりに開催が出来、多くの皆様に来ていただいたことに感謝申し上げます。

今年は町施行40周年ということもあり、11月には式典、そして農林商工まつり等もあるこ

とから、町内外の方々に睦沢町のために来ていただくということで、大変喜ばしいことであり、町民みんなで盛り上げていけるよう私たち議員も積極的にPRを継続していきたいと思えます。

そこで、グラウンドの状況について多くの方たちから、芝がなくなって以前と変わったね、表面がぼこぼこだねなど、今まで施設をずっと利用してきている方々から伺います。令和3年度の予算審査特別委員会の指摘要望事項で、議会から町に対し指摘して以降、町としての現在の管理状況をどう見えていますでしょうか。

次に、みどりの広場についてお伺いします。

6月議会において、事務室の建設についての議案が通り、現在建設が始まり、建設工期が来年2月末まで、その後、令和6年度4月からのオープンと伺っております。その中で現在の状況を見ますと、遊具などは設置してあるものの使えない状況であり、小さなお子様を持つ親御さんからは、子どもたちに遊ばせてあげたい、また、日頃の運動やトレーニングなどを日課としてされている方からも、いつになったら使えるのと伺います。

子どもたちを遊ばせるには、広場全体をフェンスとネットで囲っており、車両等の通行もなく、安心して見守ってあげられる環境があり、使用したいと思っている方々からの期待が大きいものとなっております。

そこで、お尋ねいたします。みどりの広場について、町として事務室等の建設工期が2月末とお伺いをしている中ですが、利用したいと多くの声があるので、使用出来る時間帯を設け、遊具を設置してあるところなど、部分的に使用の許可、また、ランニングやトレーニングなど、入場の制限を設けての使用等が出来ないものか、お伺いいたします。

次に、一宮川流域の河川整備についてお伺いします。

今年も、例年に増して全国各地で豪雨被害のニュースを耳にします。6月末から7月上旬にかけては九州地方や中国地方、北陸地方など広範囲で長期的な大雨、7月14日からは秋田県を中心に梅雨前線の停滞による記録的な大雨となりました。そして、先週の金曜日、台風13号の影響により睦沢町においても短時間の間に、今まで経験をしたことがない降水量を観測し、町内の各地区におかれましては崖崩れや、水路や田んぼの水があふれての流水等が発生し、多くの被害がありました。

まずもって、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、一宮川流域におかれましては、令和元年の豪雨により甚大な被害が発生したことを

受け、一宮川水系治水プロジェクトに基づき、本川の河道拡幅、護岸工事などの整備を始め支川の竹木伐採、土砂の撤去などが着実に進められていますことに対し、関係各位のご尽力とお力添えに感謝申し上げます。

しかしながら、下流域で暮らす我々住民から、一宮川の上流の整備が進み、河川の流れがよくなると、短時間のうちに上流からの水が下流域に到着し、河川の水位が一気に上昇し、下流域で氾濫被害をもたらすのではないかと不安の声を聞きました。

そこでお尋ねいたします。1点目として、河川整備が加速されることで下流域や支川の被害対策はどうか。

2点目として、一宮川の支川である瑞沢川や埴生川において、昨年のり面の竹木伐採、土砂の撤去が完了し、見違えるようにきれいになりました。せっかくきれいにしていただいた河川のり面等も1年たった昨今、竹や雑木、雑草が繁茂してきており、水の流れが阻害され、安全性、防犯性も失いかねない状態に戻っています。そこで、今後の維持管理はどう進めていく考えがあるか、お伺いいたします。

以上で私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、米倉英希議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の公園についてお答えをいたします。

1点目の総合運動公園の管理状況については、議会からの指摘に対し、令和3年度からは、以前と比較して除草剤の散布回数や芝刈りの回数を増やし、管理水準の向上を目指してきました。管理状況については、町も気をつけて見ておりますが、適正な管理が行われているものと思われま。

しかしながら、芝生を整備してから既に30年近くが経過していることや、グラウンド内は車両が入るような設計施工となっておりませんので、毎年のようなイベントなどで大型の車両も入っていますので、整備した暗渠排水も至るところで潰れ、また目詰まりをしていると思われま。ここにきて、排水能力が極端に悪くなっています。それに伴う芝生表面の凹凸も目立つようになって来たところは事実でございます。

これは道路もそうですが、いったんひび割れが入ると、そこから破損が広がり、路面の状態の悪化に歯止めが利かなくなると一緒に、全面的な改修が必要になって来るのかなと思っております。

しかしながら、多目的広場をイベントや消防の訓練などに活用することは、長年、町の方針としてそのような利用をして来たことなので、改めてその活用方法に問題があったとは思っていないことは、ここで申し述べておきます。

逆に、多目的広場ということで、多目的な利用が出来たことは町民にとってとても喜ばしいことだと感じているところでございます。

このようなことから、以前のような状態に戻し、今までのように多目的な利用を続けて、長期にわたりダメージのない状況で利用が出来るようにするのであれば、芝の張り替えはもとより、車両が入っても大丈夫なような構造設計、施工が必要になりますが、財政的な面もありますので、いましばらく、皆様方には我慢をしてもらう以外には方法がない状況なのかなと思っております。

2点目のみどりの広場についてであります。運動公園の多目的広場が今言ったような状況でもあり、町民の期待も、とても大きいということですが、私もその声を聞いて大変喜ばしいことと思っております。私といたしましては、町民が自由に、そして楽しく使っただけのように、特に特定の者に占有をさせるのではなく、町民利用を優先させた中で、様々な町の行事にも活用していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

なお、みどりの広場についても、常時大きな車が乗り入れられるような構造にはなっておりませんので、長きにわたる利用の中では、多目的広場と同様な状況になることも想定されますが、まずは皆様方の公園ですので、出来るだけ長寿命化が図れるよう、利用する方たちと共に力を合わせて鋭意維持管理をして参りたいと考えております。

また、完成次第に、年度内の開放する考えはあるかということですが、みどりの広場は令和6年度当初の供用開始を目指しております。議員も言われるように、現在発注している工事が早く完了すれば、前倒しを行い、原則として町民限定の利用期間も設けたいと、私も常々申し上げておりますので、受注業者にもご協力をいただきながら、極力、年度内中に供用を開始したいと考えております。

その際には、施設の保険加入などにも予算化が必要になりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

いずれにしても、町民の使いやすい公園にして参る所存であります。意のあるところを酌んでいただき、ご理解を賜りたいと思います。

次に、一宮川流域の河川整備についてお答えをさせていただきます。

初めに、一宮川本川及び支川の整備が進み、河川の流れがよくなり、水位も一気に上昇することが想定されるが、下流域や支川の被害対策はどうかについてでございます。

千葉県では、一宮川水系流域治水プロジェクトに基づき、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、現在河川整備が行われております。本町の属する一宮川の中・下流域においては、河道掘削や拡幅、護岸ののり立て、調整池の増設を令和6年度末までに完成させるとともに、本川上流域においては河道改修や調整池整備、輪中堤の整備を令和11年度末までに完成を目指し整備が進められている状況であります。

また、一宮川水系に係る支川においても短期対策として、集中的な竹木伐採、法面の堆積土撤去等が実施されているところでございます。

一方、これらの整備を進めることで、短時間で急激な河川増水と流速が増し、下流域での氾濫や支川へのバックウオーター等が懸念されるとのことですが、計画段階において、今までの豪雨や降雨に対してのシミュレーションを行い、下流域までの安全を確認した上で整備を実施していると報告を受けているところでございます。

また、先週末に台風13号の影響で線状降水帯が発生し、記録的な大雨に見舞われたように、近年の異常気象に備え、ハード的な河川整備だけではなく、流域のあらゆる関係者が協働で水害を軽減させる流域治水の取組も注目をされており、一宮川流域の関係6市町村で構成された一宮川流域治水協議会を立ち上げ推進をしているところでございます。

この取組内容としては、水田や休耕地、また、ため池等の遊水機能を保持することで、雨水を一時貯留させ、河川までの到達時間を遅らせる対策や、今年10月1日から特定都市河川浸水被害対策法が施行され、1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為が生じる開発行為、例えば農地から宅地に変更するような開発に対しまして、雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する施設の設置が求められるようになります。

今後も、千葉県や一宮川流域治水協議会と連携を図り、ハード・ソフトの両面の対策を駆使することで、水害リスクの軽減に努めて参りたいと思います。

次に、河川の流域として維持管理はどう進めていく考えがあるかについてですが、河川の流下能力を始め、景観維持、防犯性の向上を図るため、一宮川の支川である瑞沢川、埴生川において河川敷の竹木伐採、堆積土砂の撤去工事が進められております。

しかし、工事が完了した区間においても、定期的な維持管理をせずに放置されれば、以前の繁茂した状態に戻ってしまい、良好な景観は失われ、安心・安全な状態を保つことが出来ません。

そこで町では、河川管理者である県に対し、今後も継続して適正な維持管理を行っていただけるように要望していくとともに、地元の皆様の協力が得られるものであれば、民間委託よりも限られた予算の中で広い面積の草刈りが出来、河川愛護意識の醸成にもつながりますので、除草作業委託を受けていただけるように進めておるところでございます。

先行きは、地域の皆様も高齢化となり人手不足で作業が困難な状態になっていくことは認識しており、課題であると捉えていますので、全国的な先進事例等も注視しながら、適切な維持管理の方策を模索して参りたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、ご答弁ありがとうございました。

町の公園について2回目の質問に入らせていただきますが、今、町長のご答弁の中でも色々ありましたが、上之郷の総合運動公園については行政も一緒に管理状況を見ていただいているものとの答弁がありましたので、町の施設に対して、町内外の利用者にとって、今後もずっとよき施設であり続けられるように、みんなでいいものを守っていききたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、質問させてもらいますが、今答弁の中でありましたが、運動公園が運営されてから約30年経過して、排水機能と劣化箇所が見られるという答弁がありましたが、さっきの質問の中でも、見たところで、やっぱり利用している方たちからの意見がある中で、町として例えばそういったところをいつ頃直すとか、そういったものの考えがあるのか、お伺ひいたします。

次に、みどりの広場についてなんですが、先程、お答えの中で、工事が早く完成すれば町民に対し供用開始を考えているという答弁がありましたので、実際に使いたいという方がおりますので、是非そこも前向きに考えていただければと思います。

その中で、2回目の質問をさせてもらいますが、今、広場に設置してある子どもたちの利用が出来るような遊具、それとあと奥のほうに健康遊具などが置いてありますが、そういった遊具等を使用した際に、今は出来たばかりだからあれですけれども、例えば遊具の故障であったり、そういったもので利用者がけがをした場合、そういった事例が起きた場合は、町としてどのような対応が今後出来るのか、そこをちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 財政的な面と、また細かな保険等に関わることでありますので担当課からお答えをさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきたいと思えます。

上之郷総合運動公園の多目的広場の芝の張り替え、町としていつ頃を考えているのかというご質問だと思います。

1回目の町長のほうの答弁で、財政的な面もありますのでいましばらくは皆さんに我慢してもらいたいということを申し上げたと思えます。この財政的な面でございますけれども、ご存じのように、今後学校建設のために教育施設整備基金への積立てを行っているのが現状でございます。財政としても、目標として毎年度2億円の積立てが出来るよう、各課等にも協力をしていただきながら鋭意努力しているところでございます。おかげをもちまして、4年度末の基金残高も7億円まで積み立てることが出来たところでございます。

しかしながら、学校建設を実現するためには、さらに基金残高も増やしていかなければいけないという状況でございます。さらには、学校建設が始まれば起債のほうの借入れも必要になってきますので、起債の償還のほうも考慮していきますと、多目的広場の芝の張り替えなどの多額な費用がかかるものについては、現在、予定を立てるのが困難な状況というのが現状でございます。

したがって、利用者また町民の皆様にはご不便をおかけすることもあろうかと思えますけれども、建設中のみどりの広場、ここを有効にご利用いただければ幸いと考えているものでございます。

町内に二つの広場が出来るということで、ほかの自治体に比べると若干ぜいたくな状況なのかなとも思えますので、どちらを使うのかを選択していただき、効率よく使っていただければと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、みどりの広場に造られた遊具の利用に当たってけがなどした場合、どうなるのかということですが、公園内のけがなどについては、原則としては個人の責任になるということでございます。ただし、施設に瑕疵があった場合は、そういうときのけがなどについては町が加入しております総合賠償補償保険での対応が可能ということでございます。

なお、遊具については法律によって毎年保守点検を実施して参りますので、遊具等に不具合が出て、利用に当たって危険ということであれば、その都度対処して参りたいというふうに考えております。

また、団体等でご利用される場合には、団体保険等にも加入することをお勧めしていききたいというふうにも考えております。

そして、利用される方については、利用のルールを守った中でのご利用をお願いしていきながら、安心・安全な公園にすることを心がけていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） 鈴木課長、ご答弁ありがとうございます。

今ご答弁の中で、これから待っている学校建設についての基金の積立でもありますけれども、やはりこれから町内外の人たちが使うというところで、使っている方たちは見た目から入っていったり、そこからまた利用して、色々なところの場所と比べられると思っておりますので、僕は睦沢町の施設が一番いいよと、声がかかったときも色々な人たちにPRであったり、使ってもらいたいから声をかけたりしていますので、そのところも行政と一緒にいいものだと、確実にいいものと言えるように、今後も引き続き一緒に協力していただければと思いますので、町のほうも大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、次に、河川のほうについて2回目の質問をさせていただきたいと思ひます。

先程、町長からの答弁の中で、河川工事が進んでいる、その中・下流域の被害リスクが増大するようなものは本末転倒なんです、下流域のところまでの影響を想定しての事業であるということで、そのところを聞いて少し安心するところもあるのですが、また、先週の金曜日の台風のこともあったので、そこまではっきり言っているのか悪いのか、ちょっとはっきり分からないですが、直接、河川が溢水しての被害というのは、本町においてはそんなになかったのかなと思ひますので、そのところはちょっと安心しているのかなと思ひます。

ただ、その中で、この間の7月に国連の事務総長が、ニュースの中で地球の温暖化時代は終わり、地球の沸騰化の時代が到来したと、そういった表現をされました。確かに、今年の夏も暑かったのですが、ほんの2、30年前の夏と、今過ごしているこの夏というのは、もう明らかに暑さは全然違うのかなと、皆さんも多分感じていると思ひます。

その中で、近年では異常気象がずっと続いていて、雨の降り方も想定をはるかに超えるケースも珍しくなく、4年前の令和元年の豪雨のときは、長柄町と長南町に集中的に雨が降って、茂原市内でも多くの住宅が浸水して、そのとき亡くなられた方もおられました。あのときちょっとでも雨雲がずれていれば、睦沢町にも甚大な被害が発生したかもしれませんで

た。そこで、流域治水の対策は有効手段であると思いますので、是非進めていただければな
と思います。

その中で、本町には農業用のため池が約30施設位あると思います。どのため池も泥がたま
ったり、ヘドロがたまったり、本来の貯水量を満たさない状態で、しゅんせつ工事、要は泥
の掃き出し工事を行えば、雨水の貯留機能も増大して、川の増水時間を遅らせることも、そ
こにつながるのではないかなと考えます。そして、昨今のこの夏の日照りが強いというこ
ろで、日照りが続いている水不足の問題においても、農家さんであったりが農業用水としての
本来の機能につながるのではないのでしょうか。そういうふうを考えております。

そこで、まず一つ目の質問をさせていただきたいと思います。今後、ため池のしゅんせつ
工事を町として行っていく考えがあるか、お伺いします。

次に、河川の維持管理について質問させていただきます。

一宮水系の支川において、竹や雑木の伐採、土砂の撤去、河川沿いの道路等に舗装をして
いただいたことによって見違えるようにすごくきれいになりました。今、朝晩涼しい中で、
朝夕に散歩する方々や、今、小学生、中学生も通学路として利用している道路が、おかげさ
まで景観的にもすごくよくなりました。

私の地元である大谷木地区の調整池、元B&Gのところですが、その周りは私たちの消防
団員が草刈り委託を受け、年2回の草刈り作業をしています。しかしながら、雑草や竹の伸
びはとても早く、人の背丈以上になると防犯の観点から見ても、年2回の作業ではなかな
か追いつかないところが現状です。

また、町ではほかの地域においても草刈り作業を地元の方々にお願いしていきたい考えが
あるということですが、先程町長からも答弁ありましたが、高齢化問題や人手不足が心配さ
れて、これから大変厳しい状況になると思います。せっかく河川がきれいになって、利用す
る方々が気持ちよく利用出来ているので、予算の都合等もありますが、除草回数を増やすな
ど、利用するに当たって通行に支障がないように除草作業の回数を増やすことは出来ないか、
お伺いいたします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 議員おっしゃるこの一宮川流域治水協議会というところは、このプロ
ジェクトは全国でも初めてに当たるような先進的な取組であるということ、まずもってお
伝えをした中で、6市町村全体の、川から離れたところも全てこの治水に携わっていこうと

いう取組でありますので、そこら辺の中でしっかりと予算をつけていただけたところはつけていただいた中でやっていきたいと考えますが、これから今つくり込んで形を持っていくものですから、しっかり言っていきたいなと思っております。

大谷木の調整池であります。本来の流量の確保量は19万平方メートルで、あそこは確保出来る調整池になっております。そこら辺も確保出来るようにしっかり維持管理していこうということも、今申しておりますので、全体の中では、維持管理を地域だけではなくて流域で考えていく方向で色々要望もしていますので、ご理解いただきたいと思っております。

ご質問あった細かなところ、ため池と除草の回数等については担当課からお答えさせていただきますが、しっかり取組をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） それでは、命により米倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ため池のしゅんせつ工事についてですが、ため池は、かんがいという本来の機能のほかに、多面的機能の一つとして、降った雨を貯留し、下流の農地や河川等への被害を軽減する洪水調整機能も有しております。

しかし、町内にあるため池の大部分において、これまでしゅんせつ工事は行われておらず、当初建設した当時の貯留量は満たされていない状況であると思われまます。

しゅんせつ工事が行われていない理由の一つとして、工事には多額の費用を伴い、国の補助事業を活用しても地元負担が約3分の1かかることから、実施に踏み切れない状況にあります。とは申しましても、議員のおっしゃるとおり、流域治水の観点から、ため池を洪水調整機能として活用することは大変有効な手段であると考えられますので、県や流域治水協議会などの関係機関によい方法がないか、今後も相談してみたいと思っております。

あわせて、ため池を管理している地元の揚水組合等にも流域治水の考えを理解してもらった上で、非かんがい期においてはあらかじめ水位を下げてもらい、洪水調整機能の強化が図れるように推進していきたいと思っております。

次に、河川堤防の除草回数を増やしてもらえないかについてお答えいたします。

現在、県では年2回の草刈り作業を想定し委託を行っていますが、特に夏場は雑草の成長も早く、通行に支障が生じているのご指摘でありますので、除草作業の回数を増やせないか、また、除草作業の時期は適切かどうかも含めて、今後も県に働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、ご答弁ありがとうございます。

それこそ、先週の金曜日の台風があって、それぞれ、各地域、色々な世代の人たちが防災意識というものがまたさらに高まったのかなと認識しております。

先週の金曜日にも、僕も午前中に議会があって、その後すぐ消防の対策本部というところであったのですが、町内色々なところの被害状況、消防団員の人たちをお願いをして写真を撮って、例えばここの地区の誰々宅の隣だよとか、色々やったのですが、やっぱり雨がザーザー降りに降っているときに動くと、お願いしている側からしても、安心・安全の面でいうとあれですから、雨が降った後に確認したら、やっぱり相当な被害がありました。

それこそ、本当に僕たちが今まで経験したことがない雨、想定範囲を超えるというものが、これから来年、再来年以降も必ずゼロではないなと改めて認識したところでありましたので、またこれからも防災意識、そこを高めていただいて、安心・安全を守っていただきたいと思います。

それこそ、まだまだ暑い日が続きまして、台風シーズンを今まさに迎えております。台風や突発的に起こるゲリラ豪雨、そして最近よく聞きますが、線状降水帯、そういったものに備えての防災・減災対策にやり過ぎはないと思います。念には念を入れて、防災・減災に努めていただけるようお願いを申し上げ、私からの一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで1番、米倉英希議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

（午前10時45分）

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明

○議長（田邊明佳君） 日程第4、議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1

号) までを一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長(秋葉秀俊君) 議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、電子証明書をスマートフォンに搭載することにより、当該電子証明書をもって印鑑登録証明書をコンビニ等で交付することを可能とするための改正です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能となりました。マイナンバーカード及びアンドロイド搭載の端末を所持する方はマイナポータルから申請することで利用することが可能となります。

以上で本議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) 石井福祉課長。

○福祉課長(石井威夫君) 議案第2号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、放課後児童クラブを利用している児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため必要な水準を確保するための基準を規定しております。

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことの出来る研修修了予定者の内容が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

放課後児童支援員については、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、一定期間内に研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員としてみなすことが出来るとされています。

今回の改正では、この研修修了予定者の範囲が、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を終了することが予定さ

れている者に変更され、これにより研修修了期限は課されるものの研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化されるものです。本町においても放課後児童クラブ支援員不足の解消を図るため、本改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、家庭的な雰囲気でも人数を対象にきめ細やかな保育を提供する、家庭的保育事業の実施に当たっての運営基準を規定しております。こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正で、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、町が子育てのための施設型給付の対象とする認定こども園などの特定教育・保育施設及び地域における多様なニーズにきめ細かく保育を提供する特定地域型保育事業についての運営基準を規定しております。

本改正は、こども家庭庁が設置されたことに伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる引用条文の改正、また、こども家庭庁の設置により家庭的保育事業関係基準の扱い及び保育所保育指針の制定権限が、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ移管されたことによる改正等、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により引用している項が繰り上げられることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第5号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本件は、睦沢町総合運動公園体育館照明等改修工事の契約の締結に関するものです。

工事の概要については、体育館アリーナ及び柔剣道場の照明設備の改修、アリーナのつり天井の撤去、つり天井に附属している設備の改修を行うものです。

当該工事の予定価格、税込みは6,194万4,300円で、契約の方法は一般競争入札により実施

いたしました。

6月20日付にて、一般競争入札の資格要件等を公告したところ、1者の入札参加申請があり、資格要件を満たしていたことから入札に付したものであります。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で、モデン工業株式会社茂原支店が落札し、契約金額、税込み6,194万4,300円で、8月7日に仮契約を締結いたしました。

工事の履行期限は令和6年3月15日です。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、1,899万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億6,917万2,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず初めに、各款にわたる全体的なものとしまして、職員等の人件費についてご説明いたします。

職員等の人件費は、4月の人事異動による配置替え等を反映させるとともに、共済負担率の変更や会計年度任用職員の増により1,031万9,000円を増額いたしました。

次に、人件費以外の補正についてご説明いたします。

2款1項6目企画費では、町の目指す「田舎だけど先進地」、また、SDGsの考えの下、脱炭素と地域レジリエンスを推進するため、小型風力発電設備の導入費用について計上いたしました。

2款1項10目諸費は、町制施行40周年記念式典において、顕彰者数が当初の見込みを上回ったため、記念品代、賞状の筆耕料を増額いたしました。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの普及により、住民票などのコンビニ交付を利用する方が増えており、手数料の不足が見込まれるため増額いたしました。

3款1項3目障害者福祉費では、訪問入浴サービス事業について、新規の利用申請があったことから委託料を増額いたしました。

4款1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、集団接種を1回分追加することから、医師や看護師への報償費を増額いたしました。

9款5項3目公民館費は、公民館の和室（さつき）の空調設備が故障したため、修繕に係る経費を計上いたしました。

9款5項4目歴史民俗資料館費は、こちらについても、資料館2階に設置されている空調設備が故障したことから、修繕に係る経費を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金及びふるさと創生基金繰入金は、各歳出の特定財源とし、また介護保険特別会計繰入金は、令和4年度介護保険特別会計の精算に伴い増額いたしました。

また、一般財源は、前年度繰越金の増額により調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、4,131万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億7,088万1,000円といたしました。

内容について、歳出からご説明いたします。

5款1項償還金及び還付加算金では、前年度の精算に伴い、国、支払基金及び県への返還金として合わせて3,386万4,000円を追加いたしました。

3項繰出金では、前年度の精算に伴い、一般会計への繰出金744万6,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、9款繰越金は、前年度の精算に伴い、国、支払基金、県及び町への返還金として、合わせて4,131万円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ただいま議題といたしました日程第4、議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの審議は、いったんこれにとどめ、質疑等は日程第16、審査方針の決定の後としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい

てから、日程第10、議案第7号 令和5年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までに関する質疑等は、日程第16、審査方針の決定の後とすることに決定いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（田邊明佳君） 日程第11、認定第1号 令和4年度陸沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 認定第1号 令和4年度陸沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず初めに、一般会計の決算について申し上げます。

歳入決算額41億6,202万8,977円、歳出決算額39億7,187万2,111円で、歳入歳出差引き1億9,015万6,866円となり、このうち翌年度、令和5年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は1億4,253万2,318円となりました。

歳入の状況については、調定額42億5,167万5,416円に対し、収入済額は41億6,202万8,977円、収入割合は97.89%となりました。

町税全体での収入は、前年度、令和3年度に比べ1.26%増の7億5,974万50円となりました。増加の要因としては、町民税では、個人の所得割や法人の均等割の減少がありましたが、固定資産税においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業等の所有する家屋償却資産に対する固定資産税の特例減免が終了したこと及びたばこ税が令和3年10月に増税されたことによるものであります。

また、不納欠損額は、時効によるものとして498万6,426円を処分し、前年度に比べ47.02%、159万4,671円増加いたしました。

ゴルフ場利用税交付金では、令和3年12月末をもってデイスターゴルフ場の営業が終了したことや、営業中のゴルフ場利用者数の減少により、前年度比37.17%減の4,111万9,836円

となりました。

また、固定資産税の特例減免が終了したことにより、地方特例交付金における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金分の減少により、前年度比68.11%減の585万2,000円となりました。

地方交付税では、前年度比3.09%増の16億1,204万1,000円となりました。増額の主な要因は、普通地方交付税において、総合経済対策に必要となる財源として追加交付があったこと及び特別地方交付税において、本町が過疎法に規定する過疎地域等に準ずる地域となったことから追加交付されたことによるものであります。

国庫支出金では、民生費国庫補助金において、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る給付、子ども1人当たり10万円が終了したことにより、前年度比13.84%減の5億5,862万9,282円となりました。

寄附金では、ふるさと納税の運用を事業者へ委託してから2年目を迎え、寄附件数は委託前に比べ9倍、寄附額についても6.5倍、また前年度から見ると寄附件数は1.3倍、寄附額は1.6倍の4,564万6,500円となり、寄附金全体では前年度比39.33%増の5,029万2,000円となりました。

繰入金では、みどりの広場に係る町債の借入れが後年への負担とならないように、町の負担額を全て総合運動公園整備基金からの繰入れとしたことにより、前年度比92.86%増の1億4,832万467円となりました。

諸収入では、雑入において、新たに北山田区民センター新築に係る自治総合センターからの助成金や佐貫地区の水道事業本復旧工事負担金の増により、前年度比23.10%増の1億2,439万5,138円となりました。

町債では、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に削減されたこと及び他の町債の借入れを削減し後年への負担を軽減させたことにより、前年度比81.26%減の3,460万円となりました。

次に、歳出について、目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費が10億3,919万2,234円で、構成比は26.16%です。各種業務委託が終了したことなどにより、前年度比1.88%減となりました。

次いで、民生費が8億7,583万728円で、構成比は22.05%であります。

3款2項2目児童措置費において、子育て世帯等臨時特別支援事業が終了したことなどにより、前年度比7.33%減となりました。

次いで、教育費が4億9,662万2,620円で、構成比は12.50%となり、前年度比2.48%減と

なりました。

次いで、土木費が4億2,291万4,140円で、構成比は10.65%となりました。

7款4項1目公園管理費において、令和6年度当初の供用開始に向けたみどりの広場の整備促進により、前年度比6.08%増となりました。

また、地方財政状況調査により、性質別では、義務的経費のうち人件費、扶助費、公債費が減少しました。人件費では、議会費と教育費で減となり、扶助費では、民生費の子育て世帯等臨時特別支援事業が終了したことによる減、公債費では、過年度借入れ分の年度ごとの償還による減であります。

そのような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は、臨時財政対策債の歳入が減少したことにより、前年度から3.2ポイント増加し82.6%となりました。

一方で、令和4年度末の地方債残高は、年度ごとの償還及び本年度の借入れを控えたことによる新たな債務が発生しないことから、前年度末に比べて7.92%減の27億8,235万8,343円となりました。

また、令和4年度末の基金残高は、教育施設整備基金等への積立てを実施した結果、前年度末に比べて11.85%増の22億4,315万9,096円となりました。

次に、主たる事業について、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた四つの政策分野の実施状況を中心にご説明いたします。

まず、政策分野1、健康「暮らしや交流が健康につながるまちづくり」では、生涯を通じて生き生きと活動出来る健康な町を目指し進めてきました。健康づくりの推進では、健康支援アプリむつざわさん歩による、毎日の歩数、各種健診、教室、イベント、動画での運動実施などの参加を促し、町民の先進予防への定着に努め、おでかけ健康フェスタにおいてポイント還元抽せん会を行いました。

また、地域自殺対策強化事業として、いつでも町民の悩みや不安に寄り添えるよう心の電話相談を365日24時間体制で実施をいたしました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、健康課題への取組として、各地域で保健師、栄養士の専門職による糖尿病予防教室を実施いたしたところがございます。

新型コロナワクチン接種においては、円滑な接種体制の構築により個別、集団接種による早期接種及び接種率向上に努めました。

また、子宮頸ガンワクチン予防接種の積極的な勧奨を再開し、定期及びキャッチアップ対象者全員に、個別による接種勧奨を行うとともに、インフルエンザ予防接種では、中学3年

生までを対象とした小児インフルエンザ予防接種や、妊婦に対して助成も実施いたしました。疾病の早期発見、早期治療及び予防を目的とした各種検診事業については、コロナ対策を講じながら実施をしたところでございます。

次に、政策分野2、子育て・教育「健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進」では、妊娠期から妊婦に寄り添い、支援を行う伴走型相談支援と併せて出産子育て応援金の給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯の生活支援として、児童1人当たり5万円を給付し、子育て世帯への経済的支援を行ったところでございます。

教育では、学校運営協議会と地域教育協議会の連携による学校の課題解決等に努めるとともに、園小中一貫教育の推進及びPRを目的とした小・中学校の取組を、公開研究会を通じ広く紹介、発信することが出来ました。また、引き続き学校、教育委員会、千葉工業大学の担当者と組織するICT推進委員会を定期的に開催し、ICT教育の推進及び充実に努めました。パソコンを活用したオンライン授業やオンライン授業参観のほか、オンライン朝の会なども実施いたしました。

地域運動部活動の推進では、生徒のスポーツ機会の確保と教員の働き方改革を目的とした部活動、卓球、バレーボールの地域移行に向けて積極に取組をいたしました。

青少年健全育成活動では、夏にはエコな染物やスイーツづくりを体験するサイエンスモノづくり教室を実施するとともに、冬にはコロナ対策を徹底した上で雪国あそび隊を実施し、子どもたちの健全な育成の取組をいたしました。

こども園では、ハローワークや町広報を通じ募集を行い、人員の確保に努めましたが、途中入園希望者に対し保育士不足となり、ゼロ歳児11名、1歳児1名に対し、保護者に丁寧な説明をさせていただいた上で入園を保留にさせていただきました。

放課後児童クラブの運用では、支援員の報酬の増額、利用者負担額の見直しを行いました。令和5年度は人員確保が出来るまでの間、土曜日利用を休止しております。

なお、人員の確保が出来た場合には、こども園では速やかに入園手続が取れるように、放課後児童クラブでは土曜日利用の速やかな再開が出来るようにするとともに、引き続き人員の確保にも努めて参ります。

次に、政策分野3、しごと「まちのポテンシャルを活かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出」では、道の駅つどいの郷の年間来訪者数は、前年の58万人に比べ5万人増の63万人となりました。また、過年度と比較して多くの取材や視察もあり、睦沢町道の駅の取組

を広く発信することが出来ました。今後も魅力ある施設にブラッシュアップ出来るよう、官民のパートナーシップを強めて参ります。

みどりの広場の整備では、令和6年度当初の供用開始に向け、芝張りや照明設備、遊具の工事を実施し、事業の促進を図りました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業支援では、米の消費が大幅に減少し、米の価格が下落している状況を踏まえ、1俵当たり800円の補助や種苗購入費用の支援を実施いたしました。

エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業者等には、事業の継続を支援するため、事業用として購入したエネルギー経費に対し、支援金の交付を行いました。

また、今後のまちづくりのため、土地利用ゾーン分けのイメージ図を作成いたしましたところでございます。

そして、政策分野4、暮らし「町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり」では、防犯灯の整備、防犯設備の適切な管理、交通安全教室の開催、交通安全に関する啓発活動など、犯罪や交通事故のない安全・安心な生活環境の推進を継続して行いました。

また、防災では、コロナ禍における防災訓練において、防災アプリを活用した家族の安否確認や避難経路の確認を行うことでアプリの普及に努めるとともに、地域住民を対象に、カードゲームを使った災害の対応訓練を実施し、自主防災組織の防災力向上に努めました。

また、マイナンバーカードの出張申請を実施し、マイナンバーカードの交付率向上につなげました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業では、町民1人当たり7,000円のむつざわ地域応援券を配布し、町民の生活の維持及び町内の事業者の経営安定と、地域経済の活性化を図ったところでございます。

また、住民税非課税世帯等に対しましては、臨時特別給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう、1世帯当たり10万円の給付を行うとともに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業では、価格高騰による負担増に対する処置として1世帯当たり5万円の給付を行い暮らしの安定を図ったところでございます。

最後に、実質公債費比率や将来負担比率など、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は全て基準を満たしており、本町の財政状況は前年度に引き続き健全な状態

を維持しているものと考えております。

しかしながら、長・中期的に、歳入面では人口減少や高齢社会の進展による町税の減少や、歳出面では社会保障関連経費や公共施設の維持、更新費用の増加などの影響が懸念されることから、今後の財政状況は厳しさを増していくことが見込まれております。

このことから、新年度の予算編成につきましては、不安定な世界情勢や経済状況が続く中、健全財政を堅持しながら、新型コロナウイルス感染症による守りからウィズコロナ、アフターコロナによる前進に方向を転換し、監査委員並びに議会からの総括的な意見や要望事項が反映された予算となるよう、地域の活性化に向けて各種政策を積極的に展開して参ります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明をいたします。

国民健康保険事業につきましては、千葉県とともに国民健康保険の財政運営を行っております。

令和4年度についてもコロナ禍における事業運営となり、歳入については保険税の減免などの対応をするとともに、納税者の利便性の向上を図るためコンビニ収納やスマホ決済を導入しております。

歳出については被保険者数の健康意識の向上と健康維持増進を図るため、特定健康診査では、人工知能AIを用いた受診勧奨を令和3年度から導入し、受診率の向上に努めております。

また、令和4年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,093世帯、被保険者数は1,728人、対前年度では世帯数は46世帯減少し、被保険者数は98人の減少となりました。近年加入世帯、被保険者数ともに減少傾向が続いており、後期高齢者医療への移行、社会保険の適用拡大による国保離脱者が増加し、今後も被保険者数の減少は続いていくものと考えられております。

決算規模は、歳入総額10億712万1,860円、歳出総額9億9,868万3,882円で、形式収支は843万7,978円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額10億5,462万3,583円に対し、収入済額は10億712万1,860円。収入割合は95.49%であります。

主な内容であります。1款国民健康保険税は、調定額2億704万6,931円に対し、収入済額は1億5,954万5,208円、収納割合は77.06%であります。収納額は前年度と比べ568万6,651円の減となりました。

現年課税分の収納率では95.82%と、前年度比1.64ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として242万8,523円を処分し、保険税での収入未済額は4,507万3,200円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、保険税の減免については3件の申請があり、傷病手当金の支給についても3件の申請がありました。

4款県支出金は、保険給付費を要する費用について、千葉県から全額交付される普通交付金と保険者独自の取組に対する特別交付金を合わせ7億3,740万3,539円が交付されました。

6款繰入金は、未就学児均等割保険税繰入金、低所得者対策である基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金と財政調整基金繰入金を合わせ1億66万9,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額10億4,328万2,000円に対し9億9,868万3,882円の支出で、95.73%の執行率となりました。

1款総務費は、国民健康保険事業の管理運営に関する事務経費で、担当職員2名分の人件費のほか、電算事務委託料に係る経費等で2,224万1,579円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤などの保険給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせ7億1,828万8,891円を支出いたしました。前年度と比べ2,242万3,917円、3.03%の減となりました。

被保険者数の減少により、給付費は減となっております。しかしながら、医療技術の進歩、高度化、それを必要とする疾患が増えていると推測するところであり、1件当たりの費用額の高い傾向が続いております。疾病の医療費割合で入院においては、統合失調症などの精神疾患、脳梗塞などの循環器疾患、外来においては糖尿病、人工透析などの腎不全の疾患が高くなっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとの過去3年度分の被保険者数や所得水準、医療費水準を基に算定した額で2億3,290万4,945円となりました。

5款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導のほか人間ドックの助成費で、前年度と比べ94万5,214円、4.96%増となりました。特定健康診査では、受診率の向上を目的としたA Iの受診勧奨事業により受診率は前年度から3.5ポイント増の52.70%となりました。

なお、短期人間ドックにつきましても受診者数が増となりました。

6款基金積立金は、財政調整積立基金へ427万5,000円の積立てを行いました。年度末基金

保有額は2,650万5,826円であります。

8款諸支出金は、主に保険税還付金及び一般会計繰出金で97万4,909円であります。

今後も国民健康保険制度が安定的で持続可能なものとなるよう、医療費の適正化や健康づくりなどの保健事業の推進を図り、安定的な運営に努めて参ります。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、施設の維持管理並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて145戸が供用しております。

また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置し管理しているもの346基と、個人が設置して町に管理移管された76基を合わせ422基を維持管理いたしました。

決算規模は歳入総額7,072万7,453円、歳出総額6,895万9,987円で、形式収支は176万7,466円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況であります。調定額7,079万1,297円に対し、収入済額は7,072万7,453円、収入割合は99.91%となりました。

1款分担金及び負担金では、分担金として特定地域生活排水処理事業で、合併処理浄化槽11基分443万7,000円。

2款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせ2,099万5,906円。

3款国庫支出金は、合併処理浄化槽の設置に係る補助金で313万9,000円であります。

6款繰入金は、施設の維持管理、公債費の償還及び職員給与費等に係る一般会計からの繰入金で3,500万円となりました。

7款繰越金は前年度からの繰越金で112万147円。

9款町債は、合併処理浄化槽設置工事に係る借入れで570万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,161万7,000円に対し、6,895万9,987円の支出で、執行率96.29%となりました。

1款総務費は、職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金であります。

2款農業集落排水事業費は1,264万8,895円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理

費として光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料等となります。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、1 項施設管理費では合併処理浄化槽422基分の法定検査に係る手数料や汚泥の引き抜き処理料等であります。

2 項事業費では、新設合併処理浄化槽11基分の工事に係るもので合わせて2,517万2,697円となりました。

4 款公債費は2,279万4,110円で、事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分であります。

以上が農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

介護保険事業につきましては、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、また、いつまでも元気に自立した生活が送れるよう支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料等を財源とした介護サービスに係る給付を行っております。

令和4年度における介護保険の被保険者数は、年度末で第1号被保険者が2,778人、第2号被保険者が2,051人で、介護認定者数は要支援・要介護を合わせて409人で、前年度から25人の減となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が230人、地域密着型が32人、施設が106人の合計368人で、前年度から2人の増となりました。認定者数に対する受給率は89.97%で、5.7ポイントの増となりました。

決算規模は、歳入総額8億6,576万570円に対し歳出総額8億1,158万1,502円で、形式収支は5,417万9,068円となり、実質収支についても同様であります。

また、歳入についてご説明いたします。

収入状況であります。調定額8億6,978万4,200円に対し収入済額は8億6,576万570円、収納割合は99.54%であります。

主な内容であります。1 款保険料は調定額1億7,774万9,390円に対し収入済額は1億7,372万5,760円で、収納割合は97.74%であります。収納額は前年度と比べ95万5,830円の減となりました。現年度分の収納率では99.70%と前年度比0.01ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として39万9,408円を処分し、保険料での収入未済額は362万4,150円となりました。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金及び5 款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて5億1,529万6,404円交付されました。

8款繰入金は、介護給付費、地域支援事業、低所得者保険料軽減費及び職員給与費等の一般会計繰入金を合わせて1億3,204万6,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額が8億7,022万2,000円に対し8億1,158万1,502円の支出で93.26%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費で2,166万3,643円を支出いたしました。また、令和6年度から令和8年度の次期介護保険事業計画の参考とするための基礎調査を実施いたしましたところであります。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で7億923万9,924円を支出いたしました。前年度と比べ2,772万3,480円、3.91%の減となりました。給付実績が減っている要因は、施設サービス利用者の減少によるものであります。

3款地域支援事業費は、要支援認定を受けた方などへサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業及び生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者やその他の高齢者を対象とした介護予防事業並びに総合相談業務、訪問などが一体的に提供される包括的支援事業等で3,411万849円を支出いたしました。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金へ2,529万6,143円の積立てを行い、年度末基金保有額は1億3,901万3,164円であります。

5款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金等への返還金及び一般会計繰出金で2,127万943円であります。

今後も介護予防事業等の推進及び利用者のニーズに応じた適正なサービスの安定的な提供により、介護保険制度が円滑に運営されるよう努めて参ります。

以上が介護保険特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては75歳以上の方が加入する独立した医療制度で、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行っております。

広域連合では、被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付を行っております。

なお、令和4年10月から一定以上の所得のある方の医療費は、窓口負担が2割となりました。

また、市町村は各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収や保健

事業として人間ドックの助成などを行っております。

令和4年度における後期高齢者医療の被保険者数は、前年度末で1,501人、対前年度では36人の増となりました。

決算規模は、歳入総額1億1,912万7,496円、歳出総額1億1,819万9,212円で、形式収支は92万8,284円となり、実質収支も同額となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況であります。調定額1億2,077万1,496円に対し収入済額は1億1,912万7,496円、収入割合は98.64%であります。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,748万6,500円に対し収入済額は8,584万2,500円で、収納割合は98.12%であります。前年度と比べ356万4,700円の増となりました。増額の要因は、被保険者数の増によるものであります。現年課税分の収納率では98.38%と、前年度比1.33ポイント減少いたしました。また、保険料の収入未済額は164万4,000円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請はありませんでしたが、傷病手当金の支給については1件の申請があったところでございます。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせ3,213万2,981円であります。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの保険料賦課徴収票作成業務委託料が主なもので54万5,761円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額1億2,046万7,000円に対し1億1,819万9,212円の支出で、98.12%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で、前年度と比べ450万5,819円、4.28%の増となりました。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金43件分で、前年度と比べ11万3,420円の増、件数では6件の増となったところでございます。

4款諸支出金は、資格喪失による保険料還付金及び令和3年度事務費繰入金等の精算による一般会計への繰出金であります。

令和4年度は、前年度に比べ本町の後期高齢者医療の1人当たりの総医療費は増額となっ

ておりますので、引き続き国民健康保険及び介護保険の各種事業と一体的に高齢者の健康保持・増進に取り組んで参ります。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要となります。

令和4年度一般会計並びに4特別会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、機会をいただきましたなら、担当課長等からご説明させていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

(午前 11時59分)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（田邊明佳君） 決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

中村会計管理者。

○会計管理者（中村 優君） それでは、お手元の令和4年度睦沢町会計別決算総括表をご覧くださいと思います。こちらです。

表紙を開けていただきまして、1ページが一般会計ほか4特別会計の総括表となります。

この総括表の読み上げをもちまして説明に代えさせていただきます。

まず、上段の歳入でございます。

表の左から、会計別、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、42億3,004万9,000円、42億5,167万5,416円、41億6,202万8,977円、98.39%、97.89%、498万6,426円、8,466万13円。

次に、国民健康保険特別会計、10億4,328万2,000円、10億5,462万3,583円、10億712万1,860円、96.53%、95.50%、242万8,523円、4,507万3,200円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,161万7,000円、7,079万1,297円、7,072万7,453円、98.76%、99.91%、ゼロ、6万3,844円。

次に、介護保険特別会計、8億7,022万2,000円、8億6,978万4,200円、8億6,576万570円、99.49%、99.54%、39万9,480円、362万4,150円。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億2,046万7,000円、1億2,077万1,496円、1億1,912万7,496円、98.89%、98.64%、ゼロ、164万4,000円。

合計63億3,563万7,000円、63億6,764万5,992円、62億2,476万6,356円、98.25%、97.76%、781万4,429円、1億3,506万5,207円。

続きまして、下の段2、歳出でございます。

先程の1、歳入と同様に、表の左から、会計別、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、42億3,004万9,000円、39億7,187万2,111円、93.90%、1億1,687万8,548円、1億4,129万8,341円、1億9,015万6,866円。

次に、国民健康保険特別会計、10億4,328万2,000円、9億9,868万3,882円、95.73%、ゼロ、4,459万8,118円、843万7,978円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,161万7,000円、6,895万9,987円、96.29%、ゼロ、265万7,013円、176万7,466円。

次に、介護保険特別会計、8億7,022万2,000円、8億1,158万1,502円、93.26%、ゼロ、5,864万498円、5,417万9,068円。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億2,046万7,000円、1億1,819万9,212円、98.12%、ゼロ、226万7,788円、92万8,284円。

合計63億3,563万7,000円、59億6,929万6,694円、94.22%、1億1,687万8,548円、2億4,946万1,758円、2億5,546万9,662円。

以上で、各会計の決算内容の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） 監査委員の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

私から、令和4年度睦沢町各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表して私からその概要についてご説明いたします。

お手元の資料、令和4年度睦沢町各会計決算の審査意見についてをご覧ください。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計ほか特別会計につきまして審査いたしました。

次に、審査の時期は、去る7月28日、31日、8月1日の3日間にわたって実施いたしました。なお、本意見書は8月25日付で田中町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりです。

審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑦に掲げる事項に主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施しました。

次に、3ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等については、執行部からの詳細な説明を受け、質疑応答を重ねて審査いたしました。この結果、書類等は法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金及び財産等については、出捐金証書、出資証券、預金通帳等の関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括であります。決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、重複しますことから説明は省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出対前年度との比較及びその増減の主な要因等を、それぞれ各会計の後段に記載しております。

ページが飛びますが、10ページをお開きください。

(3) 財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合はここにお示しのとおりであり、自主財源と依存財源の構成割合は次表のとおりで、自主財源の比率は前年度と比較して3.77ポイント増となっています。その内容は、自主財源では、寄附金、繰入金、諸収入などが増額の主な要因となっています。一方、依存財源では、営業収入に関わるゴルフ場利用税交付金、事業終了に伴う国庫支出金、県支出金、起債発行可能額の大幅な減少等による町債が減額の主な要因となっています。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は、10ページ中段にお示しのとおりです。経常的収入の構成比が前年度に比べて2.25ポイント増となっています。その主な内容は、経常的収入では、町税、地方交付税が増となっています。また、臨時的収入では、事業終了に伴う国庫支出金や町債が減額となっています。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、このページ下段にお示しのとおりであります。

11ページをご覧ください。

1点目のア、財政力指数は、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と比較して0.03ポイント減の0.37となっています。この指数はここ数年減少の傾向にあり、改善が必要です。

2点目のイ、経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、この比率が低い団体ほど弾力性があると言われ、町村にあっては70%程度が望ましいとされています。本年度は82.6%で、前年度と比較して3.2ポイント上回りました。今後は、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれることから、慎重な財政運営が必要であります。

3点目のウ、人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は28.3%で、前年度と比較して0.1ポイント下回っています。なお、人件費の総額は前年度比2,953万2,000円の減額となっています。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として以下申し上げます。

1、町の財政状況は、町税が微増とはなっているものの、依然として厳しい状況にあり、健全な財政運営を行うためには、自主財源の安定的確保が必要不可欠である。

今後もさらなる工夫をし、ふるさと納税の増額並びに町税の収納率向上に努める等、自主財源確保を図られたい。

2、本町におけるマイナンバーカードの申請率は8割を超え、交付率も7割を超えている状況である。マイナンバーカードの普及が進む中、全国的に様々なトラブルが報告されている。本町においては、そのような事例は発覚していないものの、今後マイナンバーカードの取得やひもづけ等の事務処理を行う際は、町民の個人情報について安全に取扱い、事故のないよう適正な事務処理に努められたい。

3、各事務事業については、1者随意契約が多く、特定業者との契約が多く見受けられる。契約結果は情報公開の対象であり、随意契約は法令の規定によって認められた場合のみ行うことが出来る。契約事務に当たっては、コンプライアンスを遵守し、競争原理の認識、事務手続の透明性、公平性を確保し、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約理由を明確にし、適正に執行されたい。

4、補助金の交付を受けている各種団体の中には、事務局を課内に置いている状況がある。当該団体が保有する現金等は、その取扱いや会計事務は団体独自の判断によることから、内部統制に問題があれば事件につながる可能性がある。特に現金管理の適正化や内部チェック体制など、職員が団体の事務に関与する上でのリスク管理に留意されたい。

なお、13ページから17ページに別表をおつけしていますので、後ほどご覧ください。

以上で、決算審査の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、常任委員会に審査を付託し、休会中の審査としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、常任委員会に審査を付託し、休会中の審査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議はいったんこれにとどめ、総括質疑等は日程第14、報告第3号の後としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は、日程第14、報告第3号の後とすることに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第12、報告第1号 令和4年度睦沢町健全化判断比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

報告第1号 令和4年度睦沢町健全化判断比率についての報告を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 報告第1号 令和4年度睦沢町健全化判断比率について報告いたします。

財政健全化法では、決算を基に地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率を議会に報告し公表することになっておりますので、ご報告させていただきます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはともに赤字にはなっていないことから該当いたしませんでした。

実質公債費比率については、前年度と同じ6.2%となり、将来負担比率については5.2%で、前年度より16ポイント改善されました。改善の要因は、地方債残高の減少によるものです。なお、健全化判断比率の算定結果につきましては、決算関係参考資料に添付しておりますのでご参照願います。

各指標とも基準値の範囲内ではありますが、今後も健全な財政運営を維持出来るよう努めて参ります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第13、報告第2号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

報告第2号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 報告第2号 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告いたします。

財政健全化法では、公営企業に係る決算を基に資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、ご報告させていただきます。

本町の公営企業は、農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

将来にわたり安定したサービスを提供していくために、今後も健全な事業経営に努めて参りたいと考えております。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） それでは、私からご説明をさせていただきます。お手元の資料、令和4年度財政健全化審査意見書をお開きください。

審査意見書につきましてご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度財政健全化審査を去る7月28日に実施しました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算出過程において誤りがないかなどに主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施し、8月25日付で意見を付して提出しました。

次の2ページ、裏面になりますがお開きください。

審査の結果であります。令和4年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため表示はありません。加えて、将来負担比率については、地

方債残高及び債務負担行為に基づく支出予定額の減により、前年度と比較して16ポイント減少しました。

なお、各比率算出の根拠は、3ページに記載のとおりです。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債比率は6.2%、将来負担比率は5.2%で、実質公債比率は前年度と同じでありましたが、単年度で見ると前年より減少しています。

将来負担比率は、地方債残高や債務負担に基づく支出予定額が減少したため、前年度より減少となりました。

今後の事業執行と合わせた財政計画を立て、引き続き健全な財政運営をお願いします。

比率の算出根拠は、3ページから5ページに記載のとおりです。

なお、近年、国の動向が著しく変動していることから、国の方針等に十分留意しながら、多様化する町民ニーズに応えていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査につきましてご報告します。

令和4年度農業集落排水事業健全化審査意見書をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月1日に実施し、意見を付し提出しました。

初めに、審査の概要は3に記載のとおりです。

次に、4の審査の結果であります。町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、歳出額より歳入額が上回っているため、資金不足額は生じていません。

次のページ、裏面をお開きください。

次に、審査の意見であります。資金不足額が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の49.49%を示しており、必ずしも経営状況は良好とは言い難い状況にあります。

今後とも引き続き健全な経営をお願いします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政健全化審査意見書の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第14、報告第3号 令和4年度睦沢町一般会計継続費精算報告書
についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦勞さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願いたいと思います。

◎認定第1号の総括質疑、常任委員会への審査付託

○議長（田邊明佳君） 日程第15、認定第1号 令和4年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定に
ついてを議題といたします。

これから総括質疑を行います。

まず最初に、令和4年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、決算提案理由説明書の6ページ、最後の下段のほうに書か
れている内容についてお伺いします。

まず、下段のほうには町長の財政に関する認識、それに対して新年度の予算編成に言及し
ております。ついては、この状況の中から新年度の予算編成、この中で、守りから前進に方
向転換し、監査委員並びに議会からの総括的な意見や要望事項が反映された予算となるよう、
地域の活性化に向けて各種施策を積極的に展開して参りますということで書かれております。

そこでお伺いしますが、まず、守りから前進に方向を転換する。これは、これまでやって
来た枠配分方式をやめるということでよろしいでしょうか。1点目ですね。

次に、後半のほうなんです、地域の活性化に向けて各種施策を積極的に展開して参りま
す。この各種施策という内容、具体的内容を今考えられておられることがありましたら、そ
の説明をお願いしたいです。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ここの部分、守りから前進というのは、私自身コロナ禍において、元

に戻すことがまずは我々の仕事だと思っております。

停滞をしてしまったものを、各行事ですけれども、以前のように戻せるところは戻したいということが取りあえず前進の意味合いであって、枠配分方式の財政の在り方とかを示しているものではございません。足踏みをしてしまったところを、まず前進に傾けようというところが、この言葉の意味合いであります。

それと、各種施策を積極的に展開して参りますというところに関しては、活性化に向けてどんどん前に進んでいきたいんだというところの意味合いを示しておりますが、何よりもここに書かせていただいている根底にあるのは、あえて9月に決算審査の委員会をやっていただいて、来年の予算に反映出来るものは反映させようという去年からの取組がありますので、その部分を議員各位からの要望であったりとか、ご指摘をいただいて、また監査委員さんからの今回のこの指摘要望事項等を踏まえて前進していきますよという意気込みを見せているところであって、決して枠配分方式をやめるとかそういったものではなくて、皆様方と一緒に協議をしながら前に進めていくというところの言葉に表した文言でありますので、そこら辺でご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 今、意気込みを示したということでございます。

しかしながら、先程の監査委員報告の中にも総括的な意見として、第1項目めに自主財源の確保、これが重要であるということが記載されております。その分、さらにまた踏み込んだ内容としてふるさと納税を活性化して、もっと利用したらどうだというような内容で検討しろと、書かれてあります。

この監査報告書の中に、具体的なふるさと納税まで言及して書くという事由も、ちょっと聞きたいんですけれども、ここは当然要望事項を反映しているということでもありますので、ふるさと納税の活用も当然視野に入っているかと思うんですが、これに対して、今年の5月の予算、その中にもふるさと納税のことを言及されていまして、その予算書の中に、予算理由書ですね。

提案書の中に言及されているんですが、そこに書かれているのは、これまでふるさと納税の寄附金が上がりました、件数も上がりました、ということで成果が出て、結構な話なんですけれども、そこには、返礼品の生産者にもっとよりよく頑張ってもらいたいということで書かれているんですけれども、返礼品の生産者に頑張ってもらいたいだけじゃ、ちょっとなかなかふ

るさと納税も先に進まないというような感覚を、私は持っております。

その中で、積極的に今度各種施策に取り組むという中では、自治体そのものがふるさと納税に対して主体的に取り組んでいく。つまり財政をもうける。財政に、自主財源を増やすということなんですけれども、財政の要するにもうける施策、これをやるのが最もこれまでこの議会の中でも色々話されてきましたけれども、いろんな子育ての面についても、保育園についても、要するに資金がないので出来ないよという話、結構出てきます。

その中で、このふるさと納税で自主財源を増やすということは、施策の全体にわたってベースとなることになるわけですから、是非とも自主財源で色々な各種施策を皆さんにやっていって欲しいということを記載しているんですけれども、その辺のふるさと納税の取扱いについては、各種施策の具体的内容の中には含まれるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 執行部に申し上げます。

決算認定についての内容のみご答弁ください。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 答弁出来ません。

〔「何で答弁出来ないの」の声あり〕

○議長（田邊明佳君） 他にございますか。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 1ページの一番最後の行から2ページの2行ですね。ここに睦沢町が過疎法に指定されて準ずる地域になったと。それによって交付税も若干増えたというふうな記載がありました。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員、すみません、マイクを。

○5番（丸山克雄君） すみません。失礼しました。

過疎の件ですね。

睦沢町がいわゆる準地域になったということで、詳しいことは後で、委員会で結構なんです、これになった基準ですね、基準は何か。二つ目が、メリットとデメリット。三つ目は、これによって睦沢町民、あるいは睦沢の事業者にとって、どのような影響があるか。

以上、3点お願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えしたいと思いますけれども、過疎法についてですけれども、過疎法に規定する過疎地域等に準ずる地域、いわゆる準過疎地域に指定にな

ったということで、過疎地域の指定はご存じのように、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によって指定されるものです。

これは国勢調査の2年後に指定となっておりますけれども、本町については4年度に、これは過疎地域ではなく、先程申し上げました準過疎地域に指定されました。そして、総務省令によりまして、特別交付税で3,300万円が特別枠として交付されたということでございます。

メリット、デメリットという話がありましたけれども、準過疎地域ではなくて、過疎地域に指定された場合には、例えば、土地改良事業の補助金の上乗せだとか、過疎債などの活用が出来ますけれども、準過疎地域の場合にはそのようなものはなく、特別交付税のみの交付ということになっております。したがって、お金というか、そういう面でいうメリットというのは特別交付税の割増しということです。デメリットとしては特にございませぬ。

事業者等々についてのメリット、デメリットについても、今までどおり過疎地域になるまでは出て来ないというふうに認識しております。

あと、基準でございますけれども、準過疎地域に指定されるには、国勢調査、これは昭和55年から令和2年まで、この間の国勢調査までの間の40年間の人口減少率が25%以上、財政力指数が0.51%以下というのが、まず一つの基準でございます。

過疎には、うちのほうの人口減少率40年間で10.5%、財政力指数が0.4ですので、これには該当しないということです。もう一つ、40年人口比率が、人口減少率が20%以上、25%未満、そして財政力指数が0.4以下ということで、こちらも減少率10.5なので、これも該当しません。

そして三つ目、平成7年から令和2年の25年間、今度は25年間ですね。25年間の人口減少率が18%から23%、そして財政力指数が0.51%以下という項目があります。これについては、平成7年が人口8,250人、令和2年が6,760人となって、18.1%の減少率になっています。基準の18から23の中に入ります。そして、財政力指数が0.51以下。これは0.4でございますので該当するというので、今申し上げた3番目の25年間の人口減少率が18%から23%、そして財政力指数が0.51以下という、ここに該当するというのでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） これは5ページになると思うんですが、土地利用計画のイメージ図を作成したということで書かれておりますけれども、これは将来の睦沢町の将来図というようなことで、それぞれ各地区のぼんやりとした睦沢町の将来像が浮かび上がってきます。

これに沿った対応を是非お願いをしたいというふうに思うわけですが、その中で、いわゆる開発候補地、佐貫、一部これは妙楽寺も含むんでしょうけれども、佐貫なり、下之郷の地先、この辺の開発候補地というような形で、今後どういうふうな開発なのか。

ちょっとイメージだと里山なり、先程の過疎地なり、そういうイメージがぐんと湧き上がってきちゃうわけでございますけれども、その辺の具体的な取組等についてのまちづくりの構図といいますか、設計図、こういったものをどのような形で作っていくのか。これをちょっと考えがあればお願いしたいし、開発候補地の具体的なイメージがちょっと地元の間人として出て来ないものですから、その辺についてお願いをしたいなというふうに思います。

それから、もう1点、申し訳ありません。昨日の町長の、議会の指摘事項の取組についてご報告をいただきました。特に管財管理の関係でございますけれども、それぞれ管財については十分適正管理をしておられます。

その中で、決算では公民館バスの活用等については、利用料30万円以下の少額ではあるんですけれども、非常に車も古くなっておりますし、年4回の定期点検、また目視による点検等をしながら使い勝手に使うという形でありますけれども、かなり公民館バスも古くなっておりますし、いずれにしても動く広告塔というような形で各諸団体、町民については、非常にこれは大事なバスだというふうに認識しておりますし、そういう意見が非常に強いわけでございます。

そういった面で、将来にわたって、この辺のバスの在り方、非常にもう古くて更新の時期にもなっていると思うんですが、非常に高額でもあるし、右から左いかないというのは重々承知の上ですけれども、この辺についての取組の考え方ですね。将来どのようにこういったものを活用するのか。その辺、町長のお考えがあればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

以上、2点につきまして、よろしく願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、土地の利用のイメージ図ということではありますが、大きな考え方で再三議会でもお話をさせていただいているとおり、睦沢町、農地の規制がかなり強かかっている、なかなか前に進めていくことが出来ないというところで、町全体でどのように、

今ある道路を、インフラであったりとか、例えば、先程言った佐貫の部分であったりとか、既に少し先が見えているところは落とし込もうということで、大きな部分では開発という言葉で落としをさせていただいたところであります。

この計画をつくることによって、県のほうにも相談をした中で転用が出来やすくなるかどうかは分からないですけれども、計画もしないで都合のいい転用だけ話を持って来るんじゃないよという県のほうからのご指摘もありましたので、地域としてはこういう考え方があるので、この部分に関しては転用しやすいように、少し緩和出来るようにしたいというところの元図になるものがイメージ図でありましたので、大きな考え方としては、その部分からの少し見えているところに関しては開発地ということで入れさせていただいてあります。

細かな点については担当課からお答えをさせていただきますが、バスについても、町民の利用度が、また町民の満足度が上がるのであれば、先々考えていきたいところではありますが、先程来言っているところの財政的な面もありますので、気持ちとしては町民が自由に使えて、ほかの地域、ほかの市町村よりも睦沢のバスの利用があつていいねと言われているところは、なるべく期待値を下げないようにしたいなと思っているところでございます。足りない部分は担当課から答弁をさせます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきたいんですが、今町長が言ったとおりでございます。

土地利用計画でございますけれども、決算の参考資料12ページですかね、そちらにも添付させていただいておりますけれども、このゾーン分けがイメージしたように全てが進むというものではなくて、土地活用にはそれぞれ法律が絡んできたり、先程の農地転用等もありますので、開発を制限されるものもあれば、中には許可がされない、全くされないような内容のものもあると思いますので、あくまでも大まかな土地利用のイメージということで、町はこのイメージ図を基本として、企業誘致等々の誘導が出来ればということで推進していきたいということでございます。

そして、佐貫だとか妙楽寺、あるいは下之郷地先の緑で書いたエリアがありますけれども、これを何を開発をしていくということではなくて、先程里山という言葉も出ましたけれども、里山だとか、あるいは大きなくい打ちがあつたり等はしますけれども、そういうものを、現状のものを有効に活用していったらいいんじゃないかということで、新たに何か自然を壊し

てつくるとか、そういうものではなくて、今のある資源を有効に大切に使っていこうというイメージの中で、こういう誘導というか、イメージの図をつくらせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 命によりお答えをさせていただきます。

公民館バスの考え方につきましてなんですが、現在、町バスのほうは4月に修繕が終わって、やや半年、公民館バスを制限しながら動かさせていただいたわけですが、今のところ大きな故障もなく、それを運転している運転手さんからも異常の報告は上がっておりません。

担当課といたしましては、今あるバスを大切に、出来るだけ長い間使える方向で使っていきたいというふうに考えております。

また、利用者の方々の人数につきましても、現在大型ですと45名乗れるという形になっているんですが、利用者さんの人数見ますと、25名から30名とだんだん利用者さんの数も減ってきております。

そういったことも踏まえまして、もし今後、更新等を考える場合には、バスの大きさも含めて検討していきたいというふうに考えております。現時点では、今のバスを大切に使っていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありますか。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井です。教育委員会関係についてご質問申し上げます。

説明資料ですと4ページ。4ページをご覧いただきたいと思います。

地方行政において、予算の提案説明と決算の提案説明は非常に密接な関係にあると思います。一般的に予算と決算は財政の連続性を持ち、計画と実績を比較して透明性を確保することが重要であると思います。

予算提案説明、先の4月に行われましたが、先というのは令和4年ですね、行われましたが、予算の使途や計画が説明され、決算提案説明では実際の支出と収入が報告され、このような情勢は行政の信頼性と責任を向上させ、町民や関係機関に対して説明責任を果たすのに役立つと思います。

したがって、地方行政では、予算と決算の提案説明を適切にリンクさせて、透明性と効果

的な財政管理を確保されなければならないと思います。

そこで質問します。

令和4年の予算提案説明の中で、政策分野2、子育て・教育「健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進」でというところで、第2次睦沢町教育大綱と第2期教育振興基本計画を着実に進め、園小中一貫教育の推進及び周知を目的に公開研究会を実施し、県内に向けて園・小・中学校の取組を公開するということをうたっていました。

また、地域と共に歩む学校づくり推進支援事業では、引き続き地域学校協働活動推進員を紹介した学習支援ボランティアによる学校の要望に応じて、読み聞かせ等の学習支援、図書室・校庭の環境整備、子どもたちの登下校の見守りを実施するとともに、学校で居場所を見いだせない児童のために居場所づくりの支援を行いますと予算説明されました。

決算の説明の中で、今日お聞きしたところ、学校運営協議会と地域教育協議会の連携による学校の課題解決等に努めるとともに、園小中一貫教育の推進及びPRを目的とした園・小・中学校の取組を公開研究会を行い、広く紹介、発信することは出来たというふうに示されました。

自主公開研究会は、これからの義務教育の新たな取組として大きな成果と、今後の取組の在り方について、睦沢教育の将来を見据えた公開研究会であったと、私思います。

そこで、金曜日に、8日の日に追加資料131の2の学校運営協議会の開催状況の概要を見ると、学校運営協議会と地域教育協議会の連携による学校の課題解決等に努めるとあることに対し、昨年度、保護者アンケートを11月に行い、その結果に対する考察を基に運営協議会で熟議したことがその資料からは見えません。通常は年度内の事業ですので、その課題に対しての解決等を行うのが自然と思います。

今後の学校運営協議会の在り方、また、教育委員会の開催の議題、地域教育協議会との連携強化をどのように今後考えているのでしょうか。あわせて、3月に示されました児童・生徒・保護者アンケートについての結果を報告いただきましたが、クロス集計までは手がっていないと。これについては、今後どうされるのか。その点をご説明いただきたいと思えます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） ただいまの酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず学校運営協議会と地域教育協議会がどのように連携して、運営されているのかというようなどころのご質問だったと思います。

学校運営協議会の現在会長がコーディネーターとして活動していただいております。学校運営協議会に出て来た方々がそれぞれの団体に帰って、学校運営協議会で協議した内容とか、そういったものを学校にどういうことが出来るかということに対して、戻ったそれぞれの団体でまた相談をしてもらおうとか、どういう取組が、学校がこういうことをやっているんだけれども、何か助けられるものはないかとか、お手伝い出来るものはないかというようなことで、またそっちの団体でやるということで、実際に学校運営協議会に出てきている協議員というのは、それぞれの学校を支援する団体の大体、長期的な人たちが出てきてくれているので、そこにつなげていくという意味での連携ということで、一緒に何か会議をやるとか、そういうことではございません。

それから、学校運営協議会で熟議というのは、今学校としてこういうことが課題じゃないかということ挙げたものについて、運営協議会の委員も熟議をしながら色々な考えが、協議員の中にも色々な考えがございますので、どういう考えをそれぞれの人たちが持っているかということを理解とか、意識するというようなところで熟議ということでやっていて、そこで一つの答えを出すというようなものではなくて、どっちかという学習会とか、自分たちで学習をしていって、学校に対してどういうふうな学校運営についてアドバイスをすればいいとか、一緒にやればいいかというようなところを勉強する、そういう意味での熟議というような形になっております。

あと、何だったっけ。

〔「アンケートについて」の声あり〕

○教育長（鶴澤 智君） アンケート。

〔「11月に行ったアンケートについての課題が挙げたという。いいですか、委員長」の声あり〕

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） もう一つは、11月に多分行ったと思いますけれども、保護者アンケートで、今の現状の学校の指導、今後の小中一貫教育についてのご質問があったと思うんですけども、それについての回答、その課題について、やっぱり教育委員会とか、学校運営協議会で開催されている2月とか、書面開催の3月とか、そういう中でもまれた案件はあるんじゃないかと思いますが、そのこと自身が町長の説明資料の中に課題と対応うんぬんの話があったと思います。

それは年度内の事業であるのに対して、話し合った結果が十分説明されていないし、まし

てこの資料が来たのが追加資料で来たというところで、重要な事項だと私は思っているんですけども、それが8日の会議のときの追加資料で出されると、枝番のついた番号で。そういうような感覚でいるんじゃないかなと思うんですけども、それ失礼な話かもしれませんが、その点いかがですか。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 命によりお答えをさせていただきます。

まず、8日に追加で配付させていただいた資料につきましては、本来あそこに載せておくべきものだと思いますので、私の不手際で申し訳ございませんでしたとおわびを申し上げます。

11月に行いましたアンケートにつきましては、教育委員会のほうで集計をさせていただいて、その中で肯定している部分と、課題となっている部分につきましては、皆さんにお配りしたアンケート結果の後ろのページのほうを見ていただくと少し載っているかと思います。

今回、その中で課題として、今後改善を図っていくべきものと考えられるものというのは、教育委員会で洗い出したものにつきましては、四つほどございました。

口頭で申し上げますが、重点施策11、体力の向上と学校体育活動の推進、重点施策14、一人一人の状況に応じた支援の充実、重点施策19、家庭教育支援体制の充実、重点施策20、家庭・地域と連携・協働した教育の推進ということで4項目ございました。

この中で、特に体育活動に関する部分、また家庭教育に関する部分というのは、学校運営協議会のほうでも皆で検討しなきゃいけないということで、これら二つを1月の学校運営協議会の熟議の中で皆さんで検討していただきました。検討した結果については、先程教育長が申したとおり、結論までには至っておりませんが、それぞれの委員さんから、今問題視される部分の提言はいただきました。

また、これらについては、学校運営協議会の中でお話ししたこともありまして、その参加者の中には学校の校長先生、教頭先生も参加しておりますので、次期の学校経営方針の中には一定程度反映していただけるのではないかなというふうには考えております。しかしながら、そこで議論をしたからといって、すぐ結論が出る問題ではないと思います。

また、今回のこの教育振興基本アンケートをやっていただく中で、令和5年度においては、ここで出た問題について、予算として計上しているわけではございませんが、独自に取り組んでいる部分もありますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず小学校においては、家庭教育の充実、または個の基礎学力の向上ということで、現在

小学校で使っている支援ソフトで、家庭に持ち帰ってドリルのように使う e ライブラリというソフトがあるんですが、これがあまり使い勝手がよくなかったり、または自分一人でやるにはちょっと難しかったりという部分があって、令和 5 年度からはスマイルネクストというのを小学校では導入して家庭学習に使ってもらっております。

なぜ予算に反映しないかといいますと、この費用につきましては、学校で徴収している教材費、こちらのほうから支出をしてもらって導入してもらったソフト。また、スマイルネクストというのが、最近出来たソフトもあって、モデル的に活用させていただいているところもあって、かなり安く使わせていただいております。

そういった形で小学校のほうは、今回のアンケートの結果から見えたようなものに対応する対策を少し取り始めております。

また、教育委員会としては、小学校、中学校、こども園になりますが、家庭教育の大切さを保護者に知ってもらおうという意味合いで講演会を予定しております。こども園のほうはもう日程が決まっておりますが、小・中学校については今後になります。

そういったところで、保護者の方の家庭教育に対する認識を改めていただくような、認識を改めていただくというのはちょっと表現が悪いですね。認識をしっかりと持ってもらうような方向性を、今後つくっていきたいと思います。

また、夏休み、これは事業者さんのほうで独自にやってくれた取組になりますが、道の駅つどいの郷むつざわで、8月21日から8月27日にかけて、夏休みの効果的な過ごし方というサブタイトルをつけた中で……

〔「決算内容についてだから、決算内容についての答弁を」の声あり〕

○教育課長（宮崎則彰君） 独自に家庭教育につながるような教室も開いていただいております。当初、私どもが予定していたよりも参加者が多くて、トータルでは45人位参加してくれて、かつアンケート結果なんかを見ると、「参加してよかった」というアンケートが大半を占めておりました。

そういうことから、アンケート結果で出た課題等々につきましては、教育委員会で今出来るようなことに関しては、少しずつですが対応させていただいておりますということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ご説明をいただいて、よく取組がなされているというのが分かりまし

た。

前に戻りますけれども、131の2の資料の書き方についても、十分、担当者ではありませんので、よく議員の方々も理解出来るような書面で報告いただければ、今後幸いかと思います。

それから、その前にもお話ししましたが、年度内事業は年度内で完結するのが基本だと思います。課題として残して次年度への予算要求とか、そういうところに反映するという見方もありますけれども、出来るだけ課題は速やかに、スピーディーに、正確に推し進めるということで、担当者も代わってしまうとその引継ぎが十分なされていない部分もあるかと思います。ないのが普通なんですけれども、あると思いますけれどもね。そういった意味で、年度内事業の完結を今後も目指すように努力いただければというように思います。よろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） すみません。先程131の2の資料の件についてお話がありましたが、この決算関係参考資料の在り方なんですけれども、場合によっては、ここまで議員さん方が求めている資料であったりとか、この部分に関してはもうちょっと今みたいにしたいほうがいいんじゃないかとかというお話をいただいた中で、すべき書類、資料というところを、今教育委員会のほうで話をしていましたが、もう一度中を精査した中で、本当に決算に、監査委員さんが見るもともとの資料でありますので、そこら辺でここまで細かくは要らないんだというところもあるかと思いますので、今言ったものに対して完全に乗っける資料と、また見直す資料とあるということだけご認識いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 4ページの各種ワクチン接種事業についてなんですけれども、新型コロナワクチン、私も打って、ちょっと熱が出たりとか、打った部分が腫れたり、痛みがあったりとか、その程度の副反応があったんですが、子宮頸ガンワクチンも含めて町内で重大な副反応が出た方などはいるのでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

新型コロナワクチン接種において、重大な副反応が出た方が町内におられるのかという質問でございませけれども、昨年度におきまして、2件ほど予防接種後に体調を壊したという形で、予防接種の救済制度の申請のほうがございました。

なお、こちらにつきましては、予防接種の審査会のほうを開いて、今県のほうに書類は進達させていただき、県のほうから国に上がっていますので、今その審査待ちという段階でございます。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） その他子宮頸ガンワクチン等々ありましたが、その辺の重篤なもの、軽微なもの等についても、こちらで副反応等把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません。5ページのまち、しごと、ポテンシャルを活かした多様な働き方というところで、道の駅、今年度に限っては町の40周年ということで、町長自身が自ら体を張って、なかなか睦沢町をPRしているのを随分今年度は拝見したと思います。

その中で、今もともと睦沢町、上市場というところが小さな商店があつて、地域の皆さんの買物を支えたところが、今上之郷の信号、道の駅を中心として皆さん買物行かれているところで、大上のところに新たな事業者さんが土地を、田んぼを埋めて……何でしたっけ。

○議長（田邊明佳君） 米倉議員、それ決算ですか。

○1番（米倉英希君） そうか。じゃこのところはまた次回にします。ごめんなさい。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 私も5ページですけれども、地方創生臨時交付金、これを活用して農業支援、これは町が非常に動いてくれたということはありがたいことでありまして、私にとってはこの中身をちょっと具体的に教えていただけるならば教えていただきたいと、そんなように思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の農業分野についての内容についてご説明をさせていただきます。

まず、ここに書かせてもらってあるんですけども、主食用米の作付農家支援事業補助金

ということで、主食用米、令和3年産に限って出荷販売に基づき1俵当たり60キロなんですけれども、それに800円の上のせの補助をさせていただきました。実績としては122軒の農家さんに対し約1,223万8,000円を支援をいたしました。

二つ目といたしまして、担い手支援事業補助金ということで、こちらは認定農業者さんを対象になんですけれども、スマート農業の補助、あと大型草刈り機、ハウスなどの施設整備に対して補助をいたしました。

三つ目としては、主食用米種苗購入支援事業補助金ということで、主食用米の種苗購入に対し3分の1の補助をさせていただきました。

内容については、以上となります。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） ありがとうございます。

こういった事業、これからはないかとは思いますが、この創生資金、非常に町のほうがすぐここに取りかかってくれたということが、私にとってはよかったかなというふうに感じているんです。

したがって、これを、今具体的に中身はどうでしたかとお聞きしたんですけれども、育苗関係、種の関係とか、お米の補助とかということを書いてくれましたけれども、機械類、例えば農業機械類、これに対しての創生資金の補助というのはなかったのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） こちらの交付金使って、機械の補助については認定農業者さんを対象にさせてはもらいました。

ただ、小規模農家さんにも今年度町単独になるんですけれども、補助金を受けやすくするために要綱を変更させてもらって、対象範囲を広げて、広く活用出来る機械の補助を、要綱を見直したところでございます。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） ありがとうございます。

これからもこういう創生資金があるかどうかというのは、これは分かりませんが、これがある可能性が出て来た場合、町長もここら辺については非常に敏感ですので、こういったことがもしありましたら、来年度もこれをうまく利用していただけるというふうを考えておいていただけることがあるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それこそ担当課からは、これの使い方がよかったということで、来年も来年もという話で財政課長と私のほうには話が出て来るんですが、ある予算がつけられたら、またその目的に対応する予算がつけられたらやりたいと思いますので、結果、よかったと、決算の中でとても評価をいただいたということで認識をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで令和4年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 私も協力はさせていただいていますけれども、農業、このことについてはですね。浄化槽のあれは何でしたっけ。正式な名前。設置する浄化槽。

〔「設置」「特定事業」の声あり〕

○11番（中村 勇君） そうだな。そうでしたね。

それは、私も協力はさせていただいて何件か紹介をしておりますけれども、昨年度、これが予定を達しておりましたかどうかちょっとお聞きしたいんです。要するに、ノルマを達成したのかどうかということです。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 特定事業におけます浄化槽の設置基数でございますけれども、昨年度は11件、予算は15基分取ってあったんですけれども、実際は11件の実績でございます。

た。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） これ、承知している人もほとんどいると思うんですけども、承知をされていない人もいると思うんですよ。したがって、ある程度のPRをさせていただいて、これをうまく利用する。いわゆるさっき私が言いましたようにノルマがあるわけですから、これを皆で協力をして、ノルマの達成を出来るように、是非とも、昨年度はノルマ達成出来なかったようですから、次年度、次年度って今ですね、達成出来るように、少しはPRして欲しいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） おっしゃるとおりであります。分母がかなり少なくなってきておりますので、そこら辺も踏まえた中で周知をしていきたいと思っております。地元の管工事の方々も、仕事で行ったときに声をかけていただいたりとか、業者さんたちも随分声をかけていただいて、この取組に前向きになっていただいておりますので、これからも追ってやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、令和4年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで令和4年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

以上で認定第1号 令和4年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定に関する総括質疑を終わります。

ただいま議題といたしました認定第1号の審議は、決定のとおり、常任委員会に審査を付託し、休会中の審査といたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーでお知らせいたします。

(午後 2時19分)

(休憩中総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会正副委員長会議開催)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時40分)

○議長（田邊明佳君） 第1回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会の正副委員長会議が休憩中に開催され、決算の審査方針について決算審査要綱（案）が決定されました。

ここで決算審査要綱（案）を配付させます。

(資料配付)

○議長（田邊明佳君） 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（田邊明佳君） 内容について、総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会正副委員長を代表して、総務経済常任委員会、丸山克雄委員長より報告をお願いします。

丸山克雄委員長。

○総務経済常任委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

先程の休憩中に議長、副議長出席の下、総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会正副委員長会議を開催し、付託されました決算の審査を行うに当たり、審査方針等について協議を行いました。

ただいま配付させていただきました令和5年決算審査要綱（案）をご覧いただきたいと思っております。

まず、1の審査方針ですが、審査は予定された事務事業が計画どおり執行されたか。また

その効果等について審査を行います。

そして、2、審査の方針ですが、(1)として、審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うものとします。

また、(2)として、一般会計の歳入は、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うものとします。

(3)として、審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととします。

(4)として、関係課長等の説明は、質疑に十分な時間を取るため、簡潔に要点説明とします。

(5)として、必要に応じて班長等の出席を認めることといたします。

3、審査日程については、総務経済常任委員会を令和5年9月21日木曜日午前9時から、厚生文教常任委員会を令和5年9月22日金曜日午前9時から審査、採決までを行います。そして、報告書の取りまとめを令和5年9月25日月曜日午前9時から議長、副議長出席の下、各常任委員会正副委員長で行います。

4、審査会場は、役場3階、302・303会議室で行いたいと思います。

5、現地調査につきましては、常任委員会ごとに実施することとします。調査箇所につきましては、令和4年度の事務事業の中から選定をお願いいたします。

6、審査結果の取りまとめ等については、常任委員会ごとに採決し、報告書の取りまとめを行い、報告書の承認については令和5年9月28日木曜日午前9時から各常任委員会で行います。

以上が案になります。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎審査方針の決定

○議長（田邊明佳君） 日程第16、審査方針の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の方針については、総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会正副委員長会議で決定の令和5年決算審査要綱（案）のとおり決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査の方針については、令和5年決算審査要綱（案）のとおりとすることに決定いたしました。

決算審査要綱が決定されましたので、（案）の文字を消してください。

決算審査に当たり、議事運営等については、議員各位並びに執行部の皆さん方に特段のご協力をいただけますよう、私からもお願い申し上げます。

ここで、岡田代表監査委員については退席をされます。

どうもご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーでお知らせいたします。

（午後 2時47分）

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第17、議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第18、議案第2号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

島貫 孝議員。

○2番(島貫 孝君) この改正は、今現在支援員の方は2年の実務経験を経て研修を受けるというかたちだったと思うんですけども、これが少し短くなると認識してよろしいのでしょうか。

○議長(田邊明佳君) 石井福祉課長。

○福祉課長(石井威夫君) 本条例の改正につきましては、本条例第10条の支援員になる方の要件のところには関係ございませんで、あくまでも研修を受けた方について支援員とみなすことが出来るという、そのような改正でございます。

以上でございます。

○議長(田邊明佳君) 他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第19、議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第20、議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第21、議案第5号 契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第22、議案第6号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算(第3

号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川清隆議員。

○3番(小川清隆君) それでは、伺いますけれども、工事請負費で、風力発電ということの説明の中で伺いました。この風力発電というのは、どういう形のものなのか、どの位のものなのか、470万円ですからそんなに大きいとは思いませんけれども、それにしても町としてそれを、設置場所なんかも大体どこだとか、そういうのも決まっているのか、これから決めていくのか。そして、この風力発電を造るに当たってどういう理由でこれをやるのか、こちらを伺います。

○議長(田邊明佳君) 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) 命によりお答えしたいと思いますけれども、まず、順を追ってということで、どういう理由でこれをやるのかというところからご説明をさせていただきたいと思うんですけれども、昨年、前澤友作氏が2022年ふるさと納税企画ということで、ツイッター上で募集した再生可能エネルギーに関心の高い自治体へ総額5億円の寄附を実施したもので、寄附先の一つとして睦沢町も選ばれて、500万円の寄附をいただいたものでございます。

本町では、緑の広場を始めとするSDGsの考えの下、カーボンニュートラル、脱炭層への取組を意識的に、意欲的に推進したいと考えておりまして、「田舎だけ先進地」としての本町の立ち位置として、脱炭層に係る意識の醸成を町内外に発信していきますといった自治体の思いを添付して応募させていただいたものでございます。

このことから、寄附金の使途については再生可能エネルギーとして風力発電に着目して検討を行った結果、駐車場などの限られたスペースに設置が可能であって、蓄電池を装着することで災害時の電源にもなるという小型の風力発電機を導入して脱炭素のレジリエンスを高めるとともに、この取組を広く町内外に発信して、国内における小型風力発電の開発普及の促進にも寄与していきたいなということを目的に行うものでございます。

そして、形でございますけれども、大きさとしましては高さがおおむね5.5メートルでございます。その上部の1.5メートルのところに、縦の車軸というのかな、軸を中心に自転、回転して発電する、こうやって回転して発電するもので、プロペラ、風車のようなものではないということでございます。プロペラがないことから、強風時の暴走による故障とか事故

のリスクが抑えられて、またプロペラ式の風車よりも低回転であるため不安を感じさせにくく、低騒音という特徴があるものでございます。

そして、設置の場所でございますけれども、啓発という観点から住民とか来庁者にもよく見えるところということで、ちょっと検討したんですけれども、役場前の駐車場敷地の正面、県道寄りにあるシイノキが植わっているスペースがあると思います。そのスペースのところですけども、緑化ゾーンがあるんですけども、そのゾーンの役場から見て右側の角、に近いところ、そこに芝を張ってある部分があると思います、その芝を張ってある部分に設置したいというふうに考えております。

風が通るように、建物の近くを避けて、かつ再生エネルギーの町民等への啓発という点で目に入りやすいところを選定したということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） ということは、お金がかからないで、頂いたお金というか寄附したお金というか、そこで町の何かしらの宣伝効果と、電気が無料というか、ある程度入って来るということは分かりました。大変いいことだと思います。

そして、これを継続的にやる考えはあるのか、たまたまこうだったからここで終わりにするのか、そこを一つ伺います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

SDGsの取組を強化していきたい、また脱炭素の取組を町として先進的にやっていきたいという考えは持っております。

先程言った、この風力発電に関してもプロペラではなくてということで、軸でという、円筒状の形でどこからも風を受けやすいという利点を生かしたものを使っていきたいと思っております。このやつについては、大きな発電はなく、防災的に下の部分に明かりを照らすであったりとか、その位の程度なんですけれども、取組としてモニュメントとして町全体がその方向性を見ているという意思表示にもつながると思っております。

あくまで先進的に今回の470万円でやらせていただきたいとは思っておりますが、それをきっかけにいろんな情報も集まるでしょうし、そういった業者からの情報も得られると思いますので、何かきっかけがあつて予算的に何か援助をいただけるような企業があつたりとか、

そういった点を模索しながらできれば進めていきたいという強い思いは持っていますので、是非また情報等あったらよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 13ページに、訪問入浴の事業委託ありますね。国・県から3分の2ですか、町は3分の1ですか、こういった内容ですけれども、これは急にこういった話が来て、これは何件位を対象にしているのか、あるいは今年度だけでこの事業は終わるのか、その辺はどんな流れになっていますか。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 本事業につきましては、例年実施しておったところですが、昨年ですかね、ちょっとそこは定かではないんですけれども、使っている方がお亡くなりになられたり施設に入ってということで、使う方がいなくなっていたところで、予算のほうをつけていなかったということでございます。今回、新たに利用申請がありまして、その方の1年分の訪問入浴のほうの委託費用を今回補正させていただくということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） そうすると、これが例えば来年度以降も利用者の増減があると絶えず変わって来るというふうな、その都度、国・県にやっぱり申請してお金をもらうってことですね。分かりました。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第23、議案第7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長(田邊明佳君) 日程第24、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日12日から27日までの16日間は休会といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、あした12日から27日までの16日間は休会とすることに決定いたしました。
なお、28日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

◎散会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）